

第一章 複合契約論序説—フランスにおける契約の相互依存化の展開を参考に—

はじめに

まず第一章は、我が国の複合契約における相互に依存する契約間の影響関係一般を規律する法理を構築するために、主としてフランスの議論を参照することに当てられる。具体的には、特にこのうちでも消滅の局面に焦点をあてて、近時めまぐるしい展開を見せるフランスにおける契約間の相互依存関係に関する議論を、同国における議論の中心である取引を構成する一方の契約の消滅による他方の契約の消長という観点から紹介して、複合契約現象を規律する法理の全体像解明の足がかりとし、我が国におけるこの包括的な複合契約論の展開のための参考に供するつもりである。

同国において契約間の相互依存性(*interdépendence*)は、我が国の第三者与信型消費者信用取引に対応する関連貸付取引における消費者の保護を目的とする立法による承認を契機として、その後の判例・学説により事業者間取引を含む様々な取引に拡大され今日に至っている。そしてその展開の基底には、複数の契約よりなる取引においてうち一つの契約の消滅により取引全体の達成が不能に帰した場合、この残りの契約の存在意義如何という観点が存在してきた。このフランスにおける議論の展開から示唆的であるのは以下の点である。すなわち、まずこれらの取引に共通して認められる消滅の局面における契約間の相互依存性の根拠、つまり取引中の一方の契約の消滅による他方の契約の消滅の根拠が挙げられる。次にこの契約間の相互依存性が認められる取引の範囲の点である。どのような構造をもつのか、また二当事者間かそれ以上かで区別はなされるのか。さらに消滅させられる契約の消滅方法である。そして最後に主として学説によるこの相互依存性の一般法理による説明の点である。議論の動向は流動的でいまだ着落を見ないが、以上の点を意識して、以下契約間の相互依存性を認めた 1978 年の消費者保護法の成立から今日に至るまでのフランスにおけるこうした契約間の相互依存性に関する議論の展開を追う¹。

一 1978 年の消費者保護法他

¹ ここでの検討の射程について以下のことを断っておく。

まずフランスにおける契約間の相互依存性に関する議論は主として契約の消滅を中心に展開されてきたが、他に論者により違いはあるものの、たとえば同時履行の抗弁やある契約の条項の他の契約への適用等も議論の対象とされてきた。

次にここで検討の対象になるのは、主として 1978 年の消費者保護法から現在までのこの問題に関するフランスの法状況であるが、これ以前においてこの相互依存性を認めたとされる判例が存在しなかったわけではない。ただ立法、判例が顕著な展開を見せるのはこの 1978 年の法律以降のことであり、また通常この問題に関する概説書や論文が対象とするのもこの法律以降であるため、以下もこれに従った。

最後に以下は契約が相互に依存する関係、したがって契約どうしが等価の関係にある場合を主として扱い、たとえば消費貸借契約と保証契約のように主従関係にある場合を対象としていない。別異の法理に服すると考えるためである。ただ相互依存関係と主従関係との区別もまた一つの問題である。

1. その前史²

(1) フランスにおいてもともと信用販売には、売主が支払に期限を与えることで買主に信用を供与する形態と専門の金融機関が消費者の売買のために貸付をなすいわゆる関連貸付(*prêt lié*)の形態とが存在したが、このうち支配的になったのは後者の形態であった。この関連貸付は売買契約と貸付契約の二つの契約より成立しているものの、ここで両契約は密接に結びつき、売主買主間の二者間でなされる信用販売と同一の機能を果たす取引を形成している。そこで一方の契約(特に売買)が無効や取消、解除によって消滅したり、または不履行が生じた場合に、他方の契約(特に貸付)への影響如何が問題となった。すなわち売買契約において売主から買主に目的物が引渡されずまたは契約に反する目的物が引渡された場合において、買主たる借主が貸主に対して支払を拒絶しうるのかが典型的な問題である³。

(2) 1978年の消費者保護法の成立以前において、こうした契約間の相互依存性の問題について、判例は両契約の別個性を強調して、概して消極的な態度をとってきた。例えば売主が倒産したことによって買主が目的物の引渡を受けなかった事案について、破毀院第一民事部 1974年11月20日判決(JCP1975 II 18109, note. J. Calais-Auloy)は、買主である借主の債務のコースが売買契約上の目的物の引渡にあり、コースの消滅により、この債務は1131条に基づいて無効になるとした小審裁判所の判決を、借主の債務のコースが貸付契約上の貸付金の付与にあることを理由に、破毀したのである⁴。

ただし信用販売の法令違反によって売買契約が無効になった場合に、例外的に貸付契約も無効になる場合がある。よく見られる例として、1945年12月2日の銀行国有化および信用組織に関する法律によって設置された国家信用理事会(*Conseil national du crédit*)が定める頭金比率に反する⁵ことで、強行法規であり経済的公序をなす信用利用限度額および最大利用期間を規制する1955年5月20日のデクレ⁶第一条に違反した売買契約が絶対的

² 1978年の消費者保護法制定以前の信用販売法制全般に関しては、島田和夫「諸外国の消費者信用法(4) - フランス OECD」加藤一郎他編『消費者法講座第5巻』(日本評論社1985年)391頁以下や同「消費者信用(フランス)」比較法研究36巻74頁以下、同「フランスにおける消費者信用法制の変容」塩田親文編『消費者金融の比較法的研究』(有斐閣1984年)43頁以下、山口康夫「フランスにおける消費者法の展開」札幌法学2巻2号15頁以下、B. Bouloc, *Les problèmes juridiques et financiers posés par la vente à crédit*, *Revue de droit comparé* 1973, p. 644 et s. 等を参照。

³ 制定前の判例および学説については、相原隆「消費者信用取引と消費者の保護」早大法研論集32号15頁以下、後藤卷則「フランス消費者信用法の概要」クレジット研究24号103頁以下、Th. Calais-Auloy, *Fondement du lien juridique unissant vente et prêt dans le «prêt lié»*, JCP1984.éd.G. I 3144; J. Calais-Auloy, obs. JCP1975.éd.G. II 18109 参照。

⁴ 同様の判決に、破毀院商事部1961年10月16日判決(Bull. civ. IV n. 359)や破毀院商事部1961年12月6日判決(Bull. civ. IV n. 395)、破毀院商事部1963年1月14日判決(Bull. civ. IV n. 32)、破毀院商事部1965年1月6日判決(Bull. civ. IV n. 15)、破毀院商事部1970年11月18日判決(RTD. civ. 1972, p. 148, obs. J. Hémar), 破毀院商事部1972年3月21日判決(JCP1972.17400, obs. A. Sayag)等がある。

⁵ 同デクレによる信用限度額規制とは、頭金価格の何%以上は信用供与してはならないとするものであり、これを借主よりみれば、これを超える部分については現金(頭金)で支払わねばならないことを意味する。

⁶ 同デクレに基づく無効制度については、J.-J. Burst, *La nullité des ventes à crédit pour dépassement du crédit autorisé*, D. 1970. chron, p. 65 et s.; B. Bouloc, op. cit. (2), p. 624 et s.; A. Sayag, *La nullité des*

に無効となったとき、その違反について貸主が悪意である場合に、破毀院は貸付契約を無効にしたのである⁷。しかし以上のような貸付契約の無効は、同契約が不法なコースに基づいているという、同契約自体の瑕疵に由来するのであって、売買契約の無効に由来しているわけではないという見解もある⁸。

(3) 確かに、買主がイニシアチヴをとって貸付を受け、それを購入の資金に当てる場合には、貸付金の用途が自由である以上、両契約が別個独立のものであることは当然である。しかしこの関連貸付において買主は貸主と直に契約を結ぶわけではなく、売主が貸付手続を代行しており、またこの場合貸付金は売主に直接交付されている。それゆえ消費者たる買主は、そこに二個の契約があることを理解できない場合が多いのである。また三当事者それぞれにおいても、各々別個独立の契約を結んでいるというよりも一つの取引に参加しているという意識をもっていることも確かである。したがってこれら二つの契約は当事者の意思の上でも、履行方法においても、緊密に結びつき、一方で生じた事由は他方に決定的な影響をもたらすのである⁹。

そこで学説は、主に、両契約の相互依存性を認めるために、売買がなければ買主は貸付契約を結ばなかったのであるから、売買は貸付の合意を決定するコースであったのであり、貸付契約上の借主の債務が売買契約上の商品の引渡にコースを有すると主張した¹⁰。また後述するように B.Teyssie は、この関連貸付を様々な契約の集合現象の一つとしてとらえ、こうした場合における特別な取扱を主張したのである。こうして関連貸付は、結びつきあう契約が集合する現象としての側面と、事業者たる貸主と売主に借主であり買主である消費者が相対するという消費者保護としての側面とを有することが自覚されるに至った¹¹。

しかし以上のような学説の見解にもかかわらず、判例は両契約の相互依存性を原則として否定する立場を崩さなかった。そして関連貸付において、契約間の相互依存性の問題は立法による解決を見ることとなったのである。

2 1978年の消費者保護法

(1) こうして関連貸付における契約間の相互依存性の問題は 1978年1月10日の一定の信用供与取引分野における消費者の情報および保護に関する法律第22号(以下単に1978年法と呼ぶ)¹²による解決を見ることになった¹³。同法は全33条からなり、主として熟慮

ventes non conformes à la réglementation du crédit, JCP1972. I. 2451を参照。

⁷ 例えば、破毀院商事部 1971年1月26日判決(Bull.civIVn27)や破毀院商事部 1972年5月2日判決(Bull.civIVn130)等がある。

⁸ J.Calais-Auloy, op.cit(3).

⁹ A.Sayag, op.cit(6).

¹⁰ G.Cornu, RTD.civ.1967, p.408 et s ; J-J.Burst, op.cit(6), p.68 ; A.Sayag, op.cit(6).

¹¹ Th.Calais-Auloy, op.cit(3).

¹² 同法については、島田・前掲注(2)の各文献、J.Calais-Auloy=L.Bill, La loi n78-82 du 10janvier1978 protegeant les consommateurs contre les dangers du credit, JCP1978 I 7245 ; Chr.Gavalda, L'information et la protection des consommateurs dans le domaine de certains operations de credit, D1978, p.189 et s 参照。また同法を含めたその後の消費者信用法制の展開については、後藤・前掲注(2)97

期間に関する規定や貸付契約と売買契約・役務提供契約との相互依存性に関する規定、不当な制裁条項の禁止に関する規定、消費者の債務の猶予に関する規定、裁判管轄に関する規定を含み、契約条件について交渉することも理解することも困難な劣位の立場にある消費者を保護することを立法趣旨とする。以下では契約間の相互依存性に関する規定を中心にここでの問題に関わる限りでその内容を概観する¹⁴。

(2) まずその適用範囲について、1978年法は第2条において、有償無償を問わず、自然人または法人が業として合意するあらゆる信用取引に適用されるとする。そして次の第3条において、以下の信用取引を適用対象から除外している。すなわち、公正証書によるものや期間が三ヶ月未満のもの、総額がデクレに定められた額を超えるもの、不動産の取得に関するものである。また同法は消費者のみを保護するものであることから、職業活動に必要な融資を行うことを目的とする信用取引も除外している。

次に貸付契約と売買契約との相互依存性について、第9条以下に規定を置いている。

貸付契約の売買契約(役務提供契約も含む。以下売買契約で代表)への依存について、無用になった貸付契約に消費者が拘束され続けられないため以下の規定を置いている。すなわち、まず第9条1項において、貸主が借主に交付する事前申込(*offre préalable*)¹⁵に融資を受ける財貨が記載されている場合には、売買契約において物の引渡がなされてはじめて借主の貸主に対する債務は効力を生ずることが規定され、次に第2項において、引渡があっても履行について紛争が生じた場合(例えば商品の瑕疵)、裁判所はその解決まで貸付契約の履行を停止でき、売買契約が裁判上解除されたり無効になったりした場合には貸付契約は当然に解除されまたは無効になると規定されている。さらに第3項では、第2項の規定が与信者が訴訟に参加したか訴えられた場合にのみ適用されることが規定されている。

次に売買契約の貸付契約への依存について、消費者が信用でもって購入しようとしていた商品を現金で購入しなければならなくなるのを避けるため、以下の規定が置かれている。まず第11条は、代金の一部または全部が貸付契約によって支払われる場合には、売買契約上そのことが明示されなければならない、借主が貸主の事前申込を承諾しない限り、売買

頁以下、後藤卷則ほか「《特集》フランスの消費者信用法制」クレジット研究28号6頁以下参照。

同法を含む消費者保護法制全体の展開について、北村一郎「諸外国における消費者(保護)法(4)―フランス」加藤一郎編『消費者法講座第一巻総論』205頁以下、山口・前掲注(2)一頁以下、また特に同法とともにフランスの消費者保護法の基幹をなす1978年1月10日の製品および役務についての消費者保護および情報に関する法律第23号について、奥島孝康「フランス消費者保護立法の新展開(上)(下)」国際商事法務6巻5号199頁以下、6巻6号246頁以下参照。

同法の条文については、JCP1978III46697を、消費法典編入後の条文訳については、後藤・本注61頁以下を参照。

¹³ なお以上のような1978年法の内容に大きな影響を与えた立法提案がJ. Calais-Auloy, *Les cinq reformes qui rendraient le credit moins dangereux pour les consommateurs*, D1975, p.19 et s.である(なおこれについては島田・前掲注(2)66頁以下参照)。

¹⁴ 以下、前掲注(2)(3)(12)の各文献のほか、島田和夫「訪問販売法―フランス」ジュリ808号33頁以下、J. Calais-Auloy = F. Steinmetz, *Droit de la consommation*. 5éd, Dalloz2000, p.385 et s.; J. Beauchard, *Droit de la distribution et de la consommation*, Press universitaires de France1996, p.392 et s.を参照。

¹⁵ 与信者が借主に対して交付する契約条件を記載した書面。この事前申込書に消費者が署名(承諾)することによって契約が締結される。

契約は有効に締結されないし、売主はいかなる名義によるものであれ支払いを受けることはできないと規定する。次に第 13 条は、事前申込への借主の承諾後、与信者が信用供与の決定をしなかったり、借主が撤回権(droit de retraction)を行使した場合、つまり貸付契約が確定的に成立しない場合には¹⁶、売買契約は当然に解除されるとする。また第 12 条は、与信者が信用供与の決定を通知せず、また借主が撤回権を行使しうる間、売主は引渡をしなくてよいと規定する。さらに第 15 条は、売主が貸付契約の確定的な成立まで買主から支払いを受けることができないことを規定している。加えて第 17 条は、手形による抗弁の切断を回避するため、消費者が手形に署名した場合に、その署名がなされなかったものとみなしている。

これらフランスにおける売買契約と貸付契約の相互依存性に関する規定は、我が国の抗弁の接続規定に比して以下の特徴をもっている¹⁷。まず適用対象について、1978 年法は指定商品制を採っておらず、また全ての信用取引に適用される。次に、売買契約上生じた事由をもって借主は与信者に対し支払いを拒絶できることのみならず、売買契約の消滅により貸付契約を解除または無効にすることができ、そして既払金の返還請求が認められている。ただし貸付契約の消滅に際し、借主は貸主に元本を返還しなければならない。この時売主は買主に売買代金を返還しなければならないが、売主が破産した場合、借主は代金の返還を受けずに貸付金の元本を返還しなければならない、破産のリスクを負うことになる¹⁸。さらに売買契約の貸付契約への依存が規定され、ここでは相互依存性は契約の成立段階で認められている。

以上全体として、我が国に比してフランスでは両契約の相互依存性が大きく認められ、それだけ消費者に有利であるといえる。ただ買主が売主の破産のリスクを負う点や貸付契約の解除・無効について裁判所の関与を必要としている点は消費者の負担となるように思われる。

(3) なお後に、基本的に消費者保護に関する既存の法文を法典化したフランス消費法典が 1993 年 7 月 26 日に公布され、1978 年法は同法典の第三卷「負債」の第一編「信用」の第一章「消費者信用」に組み込まれた。そして 1978 年法の相互依存性の規定の条文番号は、第 9 条 1 項が法第 311 の 20 条に、第 9 条 2 項が法第 311 の 21 条 1 項に、第 9 条 3 項が法第 311 の 21 条 2 項に、第 11 条が法第 311 の 23 条に、第 12 条が法第 311 の 24 条に、第 13

¹⁶ 借主は事前申込の承諾後も 7 日間は撤回権を行使することでその承諾を覆すことができる。また与信者は事前申込書で借主選考権(droit d'ag r la personne de l'emprunteur)を留保することによって、7 日の期間内に信用供与の可否を決定することができ、この場合には、信用供与の決定が借主に通知され、撤回権が行使されずに 7 日の期間が満了するまでである(第 7 条)。

¹⁷ 以下この点の比較に関しては、後藤・前掲注(3)103 頁以下参照。

¹⁸ J.Calais-Auloy = F.Steinmetz, op.cit(14),p.393 et s は、少なくとも貸付金が売主に直接支払われた場合には、売主の破産のリスクは貸主が負担するのがより公平であるとしている。このような態度を示す判決が破産院第一民事部 1989 年 5 月 2 日判決(D1989, p.338, note.J.L.Aubert)である。なおこれとは反対の態度を示す破産院第一民事部 1995 年 2 月 7 日(contrats conc consom.1995, n156)のような判決も存在する。Calais-Auloy, op.cit(3)。

条が法第 311 の 25 条に、第 15 条が法第 311 の 27 条に、第 17 条が法第 313 の 13 条にそれぞれ変更されている。

3 1979 年法

(1) 1978 年法の一年後、今度は不動産信用の分野について、個人による住宅の取得の推進と借主たる消費者の保護を目的とする 1978 年法と類似した内容をもつ 1979 年 7 月 13 日の不動産領域における借主の情報および保護に関する法律が成立した(以下 1979 年法とする)¹⁹。以下、契約間の相互依存性に関する規定を中心に、ここでの問題に関わる限りで、その内容を概観する。

(2) まずその適用範囲について、同法第 1 条によれば、居住用不動産または営業と居住のための不動産の取得、建築、修理、改良、保存さらにはこのような建物の建築のための土地の購入、以上の融資のための貸付は、その名称や法律構成が何であれ、適用範囲に入る。貸主は国であっても銀行であっても信用販売の売主であってもよい。また公署証書や私署証書によるものであってもよい。ただし取引の額は消費者信用に関する 1978 年法の適用範囲に入る額を超えていなければならない。また同法は自分または家族のために住居を手に入れようとする消費者を保護することを専らその目的にするものであるから、営業活動に融資するための不動産信用には適用されない(第 2 条)。

次に主たる契約と貸付契約との相互依存性について、同法は第 9 条以下に規定を置いている。もともと不動産取引において、主たる契約と貸付契約は相互に条件になるとの契約条項が実務上広く存在し、これを強行法規にしたのが以下の規定である²⁰。まず第 9 条によれば、貸付契約は主たる契約が貸付契約の承諾から四ヶ月以内に締結されないことを解除条件とする。この時借主は貸付金に利息および調査費用を付して返還する義務を負う。次に、第 17 条によれば、その代価が貸付によって支払われる場合、主たる契約は、貸付をうることを停止条件として締結され²¹、この停止条件の有効期間は主たる契約の署名から一ヶ月以内とすることはできない。また同条によれば、条件が成就しない場合には買主が売主に支払った前払金は即時かつ全額返還される。この場合主たる契約が修理等のサービスの提供をなすものである場合、提供者は無償で労務を提供したことになる。さらに第

¹⁹ 同法については、M.Dagot, *Vent d'immeuble et protection de l'aquereur-emprunteur*(Loi du 13 juillet 1979), JCP1980 éd G I 2973 ; J.Calais-Auloy = F.Steinmetz, op.cit(14), p.442 et s ; J.Calais-Auloy,=L.Bihl, *La loi du 13 juillet 1979 relative à l'information et à la protection des emprunteurs dans le domain immobilier*, JCP1980 I 9045 ; Chr.Gavalda, *La protection de l'emprunteur en matière de crédit immobilier*, D1980, p.212 et s 参照。同法の条文については、JCP1979 III48800 を、消費法典編入後の条文訳については、後藤・前掲注 (12) 71 頁以下を参照した。

²⁰ 特に 1975 年以前の公証人の実務において、不動産売買契約が貸付契約の前に結ばれた場合には、同契約の中に貸付契約の成立を停止条件とする条項が挿入されていた。J. Calais - Auloy = L. Bihl, op. cit (19), p.257.

²¹ M.Dagot, op. cit(19)や Chr.Gavalda, op. cit(19), p.220 は、この規定によれば売主が借主の懈怠さらには不誠実による貸付契約の不成立の場合にも、売買契約の失効によるリスクを負担してしまうおそれがあることを指摘する。

20条においては、貸付が不動産建築や修理等不動産の所有権の移転を伴わない取引の融資となる場合に、これら主たる契約に関し争いが生じたとき、裁判官がその紛争の解決まで借主の債務を停止することができることが規定されている。ただし借主は貸主を訴訟に引き込まねばならず、また貸付契約において貸付金の使用目的が記載されていなければならない。加えて第35条によれば、1978年法同様手形になされた消費者の署名はなされなかったものとみなされる。

以上の1979年法の主たる契約と貸付契約の相互依存性に関する規定は1978年法と比べて以下のような特徴をもつ。すなわち、1978年法においては、借主による弁済は売主による物の引渡に結びつけられ、売買の解除・無効による貸付の解除・無効が規定されているのに対し(第9条)、1979年法には第20条の場合を除いてこれら履行の時点における相互依存性の規定はない。このように1979年法は1978年法に比して、契約間の相互依存性の承認に限定的なのである。

以上のように、フランス法上不動産取引の場合に動産取引の場合に比して限定的にしか契約間の相互依存性は認められていないが、指定商品制を採る我が国においてそもそも不動産取引につき抗弁の接続が認められていないことに鑑みるならば、フランス法の立場はより消費者の保護に厚いものであるといえよう。

(3) なお1978年法同様、1979年法も消費法典の第三卷「負債」の第一編「信用」の第二章「不動産信用」の中に組み込まれ、相互依存性に関する条文番号も第9条が法第312の12条に、第11条が法第312の14条に、第17条が法第312の16条に、第20条が法第312の19条に、第35条が法第313の13条に変更されている。

4 相互依存性の根拠

以上の1978年法と1979年法の相互依存性の規定の根拠について、多くの者は、消費者の相互依存性への期待²²や消費者が一つの契約しか結んでいないと考えていること²³等をその根拠にしているが、この点について詳細な検討を行っている Th. Calais-Auloy の見解を以下に要約する²⁴。すなわち、いずれの相互依存性についてもコース等の一般法理によっては説明しえないとした上で、まず1978年法については、売主が金融機関を選択し仲介し、売主と金融機関の合意の下に三角形の取引が形成され、消費者がそれぞれの合意内容の形成に参画しえずその意思が反映されないため、消費者の正当な期待を法的に表したものが相互依存性の規定であるとする。また多くの場合金融機関は売主を監督できる立場にある。これに対し、1979年法の場合については、売主と金融機関との関係が希薄で、消費者が金融機関の選択等、取引についてより積極的な役割を果たしているため、消費者の意思を推定したのが相互依存性の規定であるとする。加えて両法の相互依存性の強さの違

²² J. Calais-Auloy = F. Steinmetz, op. cit (14), p. 385, 392 ; J. Beauchard, op. cit (14), p. 392.

²³ J. Calais-Auloy, op. cit (13), p. 20 et s. J. Calais-Auloy = F. Steinmetz, op. cit (14), p. 453.

²⁴ Th. Calais-Auloy, op. cit (3).

いはこのような売主貸主間の関係の濃淡に由来し、不動産売買に動産売買と同じ相互依存性を認めるのは消費者の期待を超えることも指摘する²⁵。動産売買においては取引が単一のものであると消費者に見えるが、不動産売買においては消費者が別々の契約を結んでいるという感覚を持っているからである。

いずれにせよこれら相互依存性の規定がこの取引の特質に由来する消費者の期待や意思を根拠とする消費者保護のために認められたものであるとの以上の見解は、これら相互依存性が何らかの一般法理を表明するものではなく、適用範囲内にある消費者信用取引においてのみ認められるものであるとの考え方に親和性を有するであろう。しかし判例はこれらの規定の適用のない取引についても契約間の相互依存性を認めるような展開を見せる。

二 1978年法および1979年法成立以後の判例(その一、関連貸付の事例)²⁶

1 関連貸付における判例の継続

先述したように基本的に関連貸付における相互依存性を否定してきた破毀院は、1978年法および1979年法の成立後もその適用のない限り原則として相互依存性を認めなかった。

例えば、破毀院商事部1984年11月13日判決(Bull civIVn309)は、買主Yが動産を売主Aから購入するに際し、金融機関Xとの間で貸付契約を結んだが、AY間の売買における代金の支払が全額貸付金に依存し(売買の無効事由を構成する)、YがXへの支払を終えないまま清算に至ったという事案において、1978年法の成立以前の事案であるため同法の適用がないことを理由に、売買契約の無効にもかかわらず貸付契約は存続するとしたのである。

このように破毀院は、両法の適用のない関連貸付において、売買契約の消滅による貸付契約の消滅を認めず、相互依存性を否定する態度を示した²⁷。また売買契約の消滅により貸付契約の借主の債務のコースが失われたとする主張に対しても、借主の債務のコースが

²⁵ J.Ravanas, De l'interdépendance dans l'exécution des contrats, in *Le droit du crédit au consommateur*, sous la direction Fadlallah, p.450 や後掲の破毀院第一民事部1992年12月16日判決を評釈した J.Honorat, *Defrénois*1993, p.1138 同旨。

²⁶ 1978年法および1979年法成立以後の判例の展開について、以下の文献を参照した。H,L et J.Mazeaud=F.Chabas, *Leçon de droit civil.tome2.vol1.9éd, montchrestien*, p323 et s, p.1152 et s ; Chr.Larroumet, *Droit civil.tome3.Les obligations.Le contrat.4éd, Economica*1998, p.455 et s ; F.Terre=Ph.Simler=Y.Lequette, *Droit civil.Les obligations.7éd, Dalloz*1999, p.323 et s ; J.Carbonnier, *Droit civil.Les obligations, Press universitaire de France*2000, p.215 et s ; J.Ghsetin, *Traité de droit civil.Les effets du contrat, LGDJ*2001, p.554 et s ; F.Arhab, *Les conséquences de la nullité(ou de la résolution) d'un contrat au sein des groupes de contrats, Rev.rech.jur.*1999, p.167 et s ; J-B.Seub, *L'indivisibilité et les actes juridiques, Litec, Bibliothèque de droit de l'entreprise. t40, 1999*, p.129 et s ; S. Amrani-Mekki, *Indivisibilité et ensembles contractuelles, l'anéantissement en cascade des contrats, Defrénois* 2002, p.355 et s.

なお以上は新しい文献であるが、比較的早い段階からこの問題について触れるものに、J.Schmidt-Szalewski, *Les conséquences de l'annulation d'un contrat, JCP*1989 I 3397 がある。

²⁷ 他に例として、破毀院商事部1980年5月29日判決(JCPIV, p.301)や破毀院商事部1980年12月17日判決(JCPIV, p.90)がある。

貸主による貸付金の交付にあることから貸付契約がコースを失っていないことを理由に貸付契約の消滅を拒否している²⁸。これらの点で両法制定前の判例を引き継いでいたのである。

2 不動産関連貸付における相互依存性の拡張

しかしこのような破毀院の態度とは矛盾する判決が並行して現れる。このような動向の一つとして、まず不動産関連貸付の分野において、主たる契約の解除による貸付契約の解除を認める一連の判例がある。前述したように 1979 年法は第 9 条において貸付の申込が主たる契約が締結に至らないことを解除条件として承諾されると規定しているが、相互依存性を契約の締結段階に限定し、主たる契約の解除・無効による貸付契約の解除・無効を認めていない。しかし破毀院は、主たる契約の解除による貸付契約の解除を認め、不動産関連貸付における相互依存性を履行段階にまで拡張したのである²⁹。

すなわち、破毀院は、破毀院第一民事部 1993 年 12 月 1 日判決(JCP1994 II 22325, note.Ch.Jamin)および破毀院第一民事部 1996 年 2 月 1 日判決(Rep.not1996, 1367, obs.D.Mazeaud)において、売買契約の裁判上の解除が遡及効を持つことから、売買契約は結ばれなかったものと評価され、1979 年法第 9 条により、貸付契約は当然に解除されると判示したのである³⁰。

このような破毀院判例の立場は、不動産の関連貸付において相互依存性を契約の履行段階に拡張する意味をもち、これによって同法第 9 条は、1978 年法第 9 条 2 項と対をなすものとなったのである³²。これは、売主貸主の関係の濃淡により相互依存性の強度を分けたもともとの 1978 年法と 1979 年法の立場より見れば、関連貸付における相互依存性につ

²⁸ 例えば、ともに不動産の事例に関するものであるが、破毀院第一民事部 1992 年 12 月 16 日判決(Bull civ I n316 ; Defrénois1993, p.1133, obs.J.Honorat)や破毀院第一民事部 1999 年 2 月 16 日判決(Bull civ1999, n55)がある。

²⁹ 破毀院のこうした判断は既に売買契約が無効になった場合についてみられる。すなわち、無効の遡及効によりその売買契約は締結されなかったものとみなされ、貸付契約の解除が判例上認められたのである。例えば、先に挙げた破毀院第一民事部 1992 年 12 月 16 日判決や破毀院第一民事部 1996 年 6 月 18 日判決(DA1996, p.1122)が挙げられる。

なお解除・無効双方の議論について、J-M.Olivier, *La formation du contrat de crédeit immobilier*, PA1998, n51.p.15 et s を参照した。

³⁰ これらの判決により判例上同法理が確立したと D.Mazeaud は評価する。Rep.not1996, p.1368 参照。

これに対し、C.A.Thibierge, *La protection des acquéreurs de logement qui recourent au crédit pour financier leur acquisition*, Defrenois1980, p.506 et s や J.Ravanas, *op.cit*(25), p.447 et s は、相互依存性の規定は一般法に対する例外であるから、1979 年法にこのような規定を置かなかつたことは、この点について一般法に従うとの立法者の間接的な意思を示すものであるとして、また売買の成立という条件の完成は事実であり、解除・無効の遡及効は売買契約という法律行為には及ぶが、条件の完成という事実には及ばず、売買が成立したという事実までなかったものにするわけではないとして、判例に批判的である。

³¹ 反対に、不動産に関する貸付契約の解除・無効による売買契約への影響如何について、破毀院は判断を示しておらず、この問題はまだ解決を見ていない。この問題については、J.Ravanas, *op.cit*(25), p.438 et s ; J.Honorat, *op.cit*(28), p.1140 et s ; J-M.Olivier, *op.cit*(29), p.16 et s ; J.Calais-Auloy, *op.cit*(14), p.461 et s 参照。

³² しかしもともと 1979 年法の立法者は、主たる契約の解除による貸付契約の解除についても規定しようとしていたようである。J.O.déb.Sénat, 14juin1978,p1317.

いて売主貸主間の関係がもつ意味をその分だけ軽くするものであるともいえ、また一般理論によらずあくまで 1979 年法第 9 条の解釈によるものであるとはいえ、契約間の相互依存性拡張の一事例として重要なものとする。

3 近年の関連貸付事例における相互依存性の承認の拡大

次に近年になって消費法典の適用のない関連貸付に契約間の相互依存性を認めない先の判例と並存して、規定の適用外の関連貸付についても売買契約の解除・無効による貸付契約の消滅を認めて、契約間の相互依存性を認める以下の判決が出されている³³。

まず挙げられるのが破毀院第三民事部 1992 年 3 月 11 日判決(Bull civ I n79p47)である。すなわち、不動産の建築契約とその融資のための貸付契約が締結され、原告たる注文主が両契約の無効を主張した事案において、破毀院は、建築契約の無効を認めるとともに、同契約の無効が貸付契約より生ずる契約上の債務の遡及的消滅をもたらすとして、貸付契約の無効をも認めた。

この判決において注目すべきは、貸付契約より生じた借主の債務が建築契約の消滅によりコースを失うに至ったことを理由にした点である。しかしこのような従前の破毀院の一貫した立場に反する理由づけを採用したのはこの判決だけである。

これに対し、以下に挙げる三つの判決はそれぞれ異なる論法でもって相互依存性の規定の適用のない関連貸付について相互依存性またはその余地を認めている。

第一に破毀院商事部 1996 年 3 月 5 日判決(contrats. Conc.consom, 135, obs.L.Leveneur)は、消費法典の適用のない売買契約と貸付契約が締結されたが、買主が売買契約の解除により貸付契約がコースを失ったと主張した事案について、借主の債務のコースが貸付金の交付にあることから貸付契約はコースを失っていないとし、結論として売買契約の解除にもかかわらず貸付契約の存続を認めたが、さらにその理由の一つとして売主と貸主が共調行為(action de concert)を行ったことが主張されていないことを挙げている点で注目される³⁴。

第二に破毀院第一民事部 1996 年 10 月 1 日判決(Contrats.conc.consom1997, n3,obs.L.Leveneur)が挙げられる。歯科医が新参の歯科医に顧客を譲渡し(専門家間の営業上の取引であるため消費法典の適用なし)、その際後者が銀行との貸付契約により資金を調達した事案において、破毀院は、右譲渡契約を不法な目的をもつものであるため無効とし、これにより貸付契約のコースも不法なものとなり同契約が無効になるとした。貸主が譲渡の不法性を知り、不法な取引に融資するため契約関係に入ったからである。

第三に破毀院第一民事部 1997 年 7 月 1 日判決(D1998, p.32, note.L.Aynes)が挙げられ

³³ J-B.Seube, op.cit(26), p.129 et s や後掲の判決を評釈した D.Mazeaud, D1998.SC, p.110 et s は、ここに消費法の影響を見る。なお消費法の契約法一般への影響については、J.Calais-Auloy, L'influence du droit de la consommation sur le droit des contrats, RTD.com1998, p115 et s 参照。

³⁴ なお後掲の破毀院商事部 1996 年 5 月 28 日の判決は、この共調行為を理由に契約間の相互依存性を認めている。

る。すなわち、営業資産の譲渡に際して、買主が貸付契約により融資を受けたが、この売買契約が無効になった事案において、両契約が同日に同じ公証人の前で結ばれたために緊密に結びつき、当事者が貸付契約の存在を売買契約の実現に服させようとしたことを認定し、これら二つの契約が一つの共通のコース対応していることを認めて、売買契約の無効が貸付契約の失効を生じさせるとした原審の判断を、破毀院は正当であるとしたのである。

以上のうちまず第一の判決は、共調行為という概念を持ち出している点に特殊性をもつ。この詐害共謀(*concert frauduleux*)に類似した概念は、売主貸主間の結びつきを示すものであろうが、会社法上知られているものの、いずれにせよ契約法ではあまりなじみのない不明確な概念であるとされる³⁵。次の第二の判決は、取引の目的が不法であることおよび貸付契約の不法性をとらえて、そのコースが不法であるとしていることから、事案において特殊であり、またその根拠も一般理論から乖離しているわけではない。第三の判決は、売買契約と貸付契約が同日に同じ公証人の前で締結されたという事実から導き出される当事者の黙示の意思を根拠に、売買契約の無効による貸付契約の消滅を認めている点が注目される。ただ本判決については、売買契約の無効により貸付契約の借主の債務のコースが失われたわけではないとしているため、本判決のいう単一かつ共通のコース (*une cause unique*) が何を指しているのかは不明であるとされ³⁶、またコースを根拠とするにもかかわらず貸付契約の失効を認めている点には注意を要する(コースの効果はその契約の無効である)。

以上三つの判決はそれぞれが売買契約の消滅による貸付契約の消滅を認める根拠を異にするため、その評価には困難な点がある³⁷。しかし中でも特に第三の判決は、売主貸主間の取引において共同で行為する関係からでも、また第二の判決におけるような特殊な事情からでもなく、当事者の意思(しかも黙示の)のみから契約間の相互依存性を認めている点で後掲の判例との関係でもより大きな意義を有するものであるとされる³⁸。

しかし破毀院は以上のような関連貸付だけでなく、以下に見るようにこれ以外の三当事者間の取引においても契約間の相互依存性を認めているのである。

三 1978年法および1979年法以後の判例の展開(その二、関連貸付以外の事例)

³⁵ F.Arhab, *op.cit*(26), p.173 et s は、例えば売主が貸主の代理人になっている場合のように、売主と貸主が買主に相対している場面を想定した概念であるとしている。なおフランス会社法上の共調行為については、白石智則「フランス会社法における議決権拘束契約の有効性(一)」早大法研論集 97号 84頁以下を参照。

³⁶ 本判決を評釈した L.Aynes, D1998, p.34 の指摘である。

³⁷ 後述する学説の中でも、契約間の相互依存性の根拠として契約間の不可分性(*indivisibilité*)を挙げる論者またはこの概念に好意的な論者は、これら判決の中に不可分性の適用を見ようとする。例えば第二の判決を評釈した L.Leveneur, *Contarts.conc.consom*1997, n3 や J-B.Seube, *op.cit*(26), p.129 et s がそうである。また第三の判決を評釈した L.Aynes, *op.cit*(36), p.33 et s は、この不可分な関係は、以下の二つの場合、すなわち共調行為のように貸主が売買契約の締結に積極的な役割を果たしている場合とこの関係について当事者の合意がある場合とに認められるものであるとしている。

³⁸ J-B.Seube, *op.cit*(26), p.131.

以上のように判例は関連貸付の事例において、第一に不動産の関連貸付について消費法典に規定のない履行段階での契約間の相互依存性を承認し、第二に消費法典の適用のない場合について共調行為概念やコースを根拠に契約間の相互依存性を認めることで、同法典を越えて一般法理に基礎をおく契約間の相互依存性の承認に向かったのである。しかし一方の契約の消滅による同じ取引を構成する他方の契約への影響という契約間の相互依存性が何らかの一般法理にその根拠を見いだすことになった以上、その適用領域が関連貸付に限定される論理的な必然性はない。事実以下に見るように判例は特に 1990 年以降関連貸付以外の取引においてもこの契約間の相互依存性を積極的に承認するようになる。

1 ファイナンスリースの事例

90年代における判例の活発な展開以前において、契約間の相互依存性が認められてきたまれな例に保証契約の例とファイナンスリースの例がある。前者の保証契約は、主たる契約と主従関係にあり、これを存在の前提とするため、いわゆる主物は従物に従うという法理(*accessorium sequitur principale*)により、主たる契約の消滅により従たる保証契約が消滅させられることは比較的容易に認められる。しかしこのような主従関係にない後者のファイナンスリースにおいても判例は以下に見るように契約間の相互依存性を認めてきたのである。

フランスにおいてもファイナンスリースは、リース会社が売主から商品の所有権を取得し(売買契約)、これを顧客に一定の期間賃貸し(リース契約)、顧客が商品の買取選択権を有する(売買の一方の予約)取引である³⁹。これは、信用供与者自身が商品を購入する点でその構造を大きく異にするものの、顧客の商品購入に対する融資会社による信用の付与という点で関連貸付と同じ機能をはたしている。そしてこのファイナンスリースにも消費法典は適用され、同法が適用されれば、売買の解除・無効によるリース契約の解除・無効が生ずることになる(同第 311 の 21 条)。そこで職業活動のための融資の場合のように同法典の適用のない場合において、売買契約が無効・取消・解除により消滅した場合のリース契約の消長如何が問題となった。

破毀院第一民事部 1980 年 2 月 4 日判決(Bull civ IV, n52)は、売買目的物の瑕疵を理由に顧客が売買契約の解除とリース契約の無効を主張したのに対し、売買契約が解除されればリース契約はコースを失い無効となるため遡及して消滅すると判示した⁴⁰。判決の構成はコースの働きを履行段階に拡張するものに他ならず、またこれにより顧客は、将来の賃料の支払いを免れ、既払い賃料の返還をリース会社に請求できることになったのである。

ところで多くの場合こうしたファイナンスリースにおいては、リース会社の売主に対す

³⁹ なおフランスの特に企業用動産のファイナンスリース契約法制に関して、織田博子「フランスのリース取引法」加藤一郎他編『リース取引法講座(上)』(金融財政事情研究会 1987 年)563 頁以下参照。

⁴⁰ 同旨の判決に破毀院第三民事部 1982 年 3 月 3 日判決(D. IR268)や破毀院第一民事部 1985 年 12 月 11 日判決(JCP1986IV71)がある。

る権利や訴権が借主に移転する代わりに、顧客は物の不具合を理由とするリース会社へのあらゆる請求を放棄するとの条項がほとんど常に設けられる。売買契約の当事者ではない顧客による売買契約の解除権の行使はこれにより説明されるのである。そこで破毀院商事部の一部の判例は、この条項にある権利および訴権の顧客への移転が顧客の賃料の対価たるコースをなすとして、売買契約の消滅によっても顧客の賃料債務はコースを失わずリース契約は消滅しないとした⁴¹。

こうした主に第一民事部と商事部の破毀院内部の対立を解消したのは、売買契約の解除が必然的にリース契約の解約をもたらすと判示した破毀院混合部の三つの判決(破毀院混合部 1990年11月23日判決(D1991, 121, note.Chr.Larroumet))⁴²である。これによればリース契約は解約されるため遡及効は生じず、したがって既払い賃料の返還は認められず、リース契約の解約による将来に向かっての消滅のみが認められることとなった⁴³。ただ判例が最終的にコースの構成から離れてしまった点には注意を要する⁴⁴。

以上のように判例はファイナンスリースの事例において、一方の契約(売買)の消滅による他方の契約(リース)の消滅を認めたわけであるが、この取引は売買契約とリース契約が連鎖し、売買契約の成立・履行がリース契約の履行の前提をなし、前者の契約の不履行や無効、取消、解除が後者の契約の不履行を帰結する点で、売買契約の不履行や無効、取消、解除が貸付契約の不履行を帰結するわけではない関連貸付とはその構造を大きく異にする。このことからこのファイナンスリースを契約の連鎖であるとして、契約の連鎖独自の法理に服させようとする見解もある⁴⁵。フランスの学説の多くはファイナンスリースの事例における契約間の相互依存性と関連貸付におけるそれとを特に区別しないが、たとえ信用販売という同じ取引の機能をもつとしても、以上のような構造上の差異から、ここでの相互依存性の承認と関連貸付や以下で見る取引のそれとを同断に論ずることは適当でないように思われる。

⁴¹ 例えば、破毀院商事部 1983年3月15日判決(JCP1983 II 20115, note.E.M.Bey)や破毀院商事部 1985年1月15日判決(JCP1985 IV 119)、破毀院商事部 1990年1月9日判決(D1990 IR 46)等である。

⁴² 同判決を詳細に検討するものとして、E.M.Bey, Des conséquences de la jurisprudence de la Chambre mixte de la Cour de Cassation du 23 novembre 1990 sur la symbiotique du crédit-bail, Gaz pal 1992.2e, p.568 et s を参照。

⁴³ 同旨の判決として、破毀院商事部 1991年5月22日判決(JCPIV 277)や破毀院商事部 1993年10月12日判決(D1993 IR, p.238)、破毀院商事部 1994年3月15日判決(Contrats.conc.consom 1994, n.135, obs.Ph.Delebecque)、破毀院商事部 1995年11月28日判決(Contrats.conc.consom 1996, n.40, obs.L.Leveneur)等がある。

⁴⁴ これに対し Chr.Larroumet, D1991, p.123 et s は、リース契約の消滅が不履行に由来するわけではないことから、解約ではなくコースの欠缺による無効を主張し、解除と同様に遡及効のない無効を観念しうるとして、異なる法律構成でもって判例と同じ結論を認めようとする。Chr.Larroumet, op.cit(26), p.464 参照。F.Arhab, op.cit(26), p.171 et s 同旨。

⁴⁵ M.Bacache-Gibeili, La relativité des conventions et les groupes de contrats, LGDJ.Bibl.droit.privé 1996, n.152.p.130 et s.同テーマは、契約群(Les groupes de contrats)という法理を構築し、例えばリースにおいて、売主顧客間に契約関係を認め、顧客の売主に対する契約責任に基づく損害賠償請求権および解除権を認める。

この契約の連鎖の議論および Bacache の見解についてはすでに本稿第一部にて検討した。

2 夫婦の労働契約の事例⁴⁶

以上の保証やファイナンスリースの事例は、主従関係にあたり一方の不履行が他方の不履行を帰結する等特有の構造をもつ取引であり、契約間の相互依存性を考えるにあってもこの点を無視しえなかった。しかし以下に見るように判例は、このような構造上の特徴を持たず、複数の主従関係にない対等の契約が同時に存在し一つの取引を形成している場合においても契約間の相互依存性を認めて、一方の契約の消滅をもって他方の契約を消滅させている。こうした例のうち、消費法典の適用領域外において 90 年代における判例の展開以前に問題となったものとして、夫婦がともに使用者と労働関係にある場合が挙げられる。マンションの管理人や小売商店の店長等の職種にあつては、職場の近くで生活することがその労務の給付を容易にするため、使用者は夫婦または内縁関係にある男女をともに雇用し、職場またはその付近に住居を与えている場合が多い。そこでこうした労働契約において、解雇辞職等により夫婦の一方の労働契約が消滅した場合に、他方の労働契約の消長が判例上問題となった。

まず破毀院社会部 1977 年 11 月 30 日判決(Bull civ V, n654)は、夫婦の職業の相互依存性(*interdépendance*)から夫婦それぞれの労働契約の履行を分けることはできず、夫の解雇は妻の契約の解消の現実的かつ重大な事由をなすとした⁴⁷。

これに対し、破毀院社会部 1981 年 3 月 4 日判決(Bull civ V n177)は、妻が辞職した事案について、夫婦と使用者との間の契約が単一であること(*un seul et même contrat*)を前提に、夫の職業を全うするには妻の協力が不可欠であったことから、夫の約束(*engagement*)は妻のそれとが不可分(*indivisible*)であつて、結果妻の辞職は夫婦の労働契約を解消させるとした。

そして以上の判決が夫婦の労働契約の解消という結論に至ったのに対し、次の破毀院社会部 1993 年 10 月 14 日判決(Droit social 1994, p.237, note.J.Savatier)は以下のような判断をなしている。すなわち、妻が労働事故により傷害を負い、そのため夫婦が職務を完遂できなくなったことを理由にともに解雇された事案において、現実的かつ重大な理由ゆえに解雇を正当であるとした控訴院判決を、破毀院は、夫婦が同一の労働契約により拘束されていたことや、妻の一時的な労務の供給不能を夫が補完できたことから、控訴院が、夫婦の約束の不可分性を考慮せず、使用者がこれらの契約(*les contrats*)を維持できなかったことを示していなかったとして、破毀した⁴⁸。ここにおいて夫婦の労働契約の不可分性は夫

⁴⁶ 以下については、J.Savatier, *Les contrats de travail conclus avec un couple de travailleurs*, Droit social 1994, p.237 et s ; M-Ch.Sordino, *Réflexions sur le contrat de travail conclu avec un couple de salariés*, Les petites affiches.31juillet1996, p.32 et s ; E.Mouveau, *Le contrat de couple et le droit du travail*, D1998.chr, p.385 et s ; J-B.Seube, op.cit(26), p.131 et s 参照。

⁴⁷ 同様の判決に、破毀院社会部 1986 年 5 月 7 日判決(JCP1986éd E I 15589)が挙げられる。

⁴⁸ 同様の判決に、破毀院社会部 1993 年 3 月 17 日判決(Droit social 1994, p.237, note.J.Savatier)が挙げられる。

婦を解雇から救うファクターとして機能している。

以上の判決においては、そもそもここでの労働契約を単一のものとするか夫婦それぞれが契約当事者であるとするかについて一致を見ていない。特に1993年10月14日の判決に至っては、夫婦の契約が単一のものであるとしながら、別の個所で契約が複数存在するかのよう表現をとっており、この点について混乱を示している。これに対し学説においては、複数の契約の存在を認める見解が有力である⁴⁹。

契約の単複について判例および学説は確定を見ていない。この点はおくとしても、少なくともこの事例における以上の判例の動向から以下の指摘がなされる。すなわち判例は契約または約束(以下契約で代表する)間の相互依存性を一方の消滅による他方の消滅を導くために、または両契約の存続を導くために認めており、その際一方の契約が欠けることで他方の契約がその目的を達しえないか否かをメルクマールにしている。夫婦双方と契約を結んだのは、職場に夫婦が居住してともに働くことで相互補完的な職務の遂行が容易になるためである⁵⁰。したがってこのような場合に契約間の相互依存性を認めて一方の契約のみの消滅存続を認めないのである。そしてこの契約間の相互依存性はこのような契約を結んだ目的、突き詰めれば当事者の意図に由来し⁵¹、労働契約の性質に由来するものではない。労働契約とは本質的に一人の労働者と使用者との個別的な関係だからである⁵²。上記諸判決の多くはこのことを両契約が不可分の関係にあると表現している。ゆえにここでの不可分性とは当事者の意思に由来するものであって契約の性質に由来するものではないと⁵³。

3 不可分性を承認する判例の展開

判例は以上のような特定の取引類型について契約間の相互依存性を承認し、もっぱらある契約の消滅による他の契約の消滅を認めてきたわけであるが、1990年代に入るとこれら以外の多様な取引においても積極的な展開を見せる。そしてこれらの判決は、先の夫婦の労働契約の事例同様、三またはそれ以上の当事者が参加し、主従関係になく同時に存在する複数の契約で構成される取引を対象とし、これらの契約が不可分の関係にあることを繰返しその根拠にしているのである。またいずれの判決においても契約が複数存在することが前提になっている。

このような判決として最初に挙げられるのが、破毀院商事部1991年1月8日判決(JCP éd E pan281)である。XがY1Y2と締結したパソコンの売買契約とアプリケーションソフトの売買契約の解約を求めた事案において、破毀院は、Y1Y2の負う給付間の必然的な相

⁴⁹ 例えば、J.Savatier, op.cit(46), p.238は、夫婦それぞれが別々の労務給付を負担し、別々の報酬請求権を有するからであるとする。他にJ-B.Seube, op.cit(26), p.133等。

⁵⁰ J.Savatier, op.cit(46), p.239 et s 参照。

⁵¹ M-Ch.Sordino, op.cit(46), p.33.

⁵² M-Ch.Sordino, op.cit(46), p.33 et s ; E.Mouveau, op.cit,(46), p.385 et s.

⁵³ 不可分性という概念については後述。

互依存性によってではなく、契約締結前の商談や作成された書面から当事者が当該の取引の全体としての実現を意図していたことを指摘して、事案の状況から両契約が不可分であると、両契約の解約を認めた控訴院判決を正当であるとした⁵⁴。

この判決は初めて複数の契約の存在を前提に両契約の不可分性を根拠に一方の契約の消滅による他方の契約の消滅を認めたものとして大きな意義を有する。民法典に規定があるのは第 1217 条以下の債権者・債務者が複数の場合の単一の債務の不可分性についてであるから、条文に規定のない契約間の関係にもこの不可分性という概念を持ち込んだことになる。そしてこの判決はこの契約間の不可分性をこの第 1217 条以下に基づいて認めているのである。また判決は不可分性を取引を構成する両契約を不可分一体のものとしてとらえる当事者の意思に求めていることから、条文に規定のある債務の不可分性に認められてきた客観的な不可分性と主観的な不可分性のカテゴリーをここにも認めるならば、判決は明示していないが、ここでの不可分性とは当事者の意思に由来する主観的なそれを意味するものであろう⁵⁵。

次に登場するのが破毀院商事部 1995 年 4 月 4 日(Bull civIVn115 et 116)の通称 Sedri 事件判決である。これは 20000 人以上の商人が関わり、数多くの訴訟が提起された著名な事件である⁵⁶。このうち以下で挙げるのは破毀院に係属した二つの訴訟であり、その共通する事案の概要は以下のとおり。商人 Y らが自分達の商店に広告映像を配信するために、Sedri 社 B のデータ通信ネットワークへのアクセスのための役務提供契約を A 社と結んだ。同日 Y らはこのアクセスに使用するハードウェアとソフトウェアの賃貸借契約を金融機関 X との間で締結した。その後 AB とともに倒産。映像の配信停止と契約解約が Y に通知された。X が賃料の支払いを求めて Y を訴えたのが本件訴訟である。

破毀院は、まず第一事件において、X が B と協力契約(contrat de collaboration)を結んでいたことや X が A を賃貸借契約締結のための受任者にしてきたことから、X は AB の給付の目的および AB と Y の契約関係を考慮に入れて Y との契約を結んだこと、また Y と AB の契約と Y と X の契約とが同日に締結されたこと等を認定して、これらの契約間の不可分性ゆえに X と Y の契約が解約されるとし、貸し出された目的物の特性ではなく、契約

⁵⁴ これに対し、同様の事案において、パソコンの本体がこの種のあらゆるタイプのソフトに利用できるため、給付目的物の性質から両契約の相互依存性を否定した破毀院商事部 1991 年 1 月 22 日判決(JCP ed E pan281)がある。

⁵⁵ 民法典第 1217 条以下に規定される債務の不可分性については、概念上一般に客観的な不可分性(indivisibilité objectif)と主観的な不可分性(indivisibilité subjectif)との区別がなされている。前者は債務の目的の性質そのものに由来し、これに対し後者は、債務の目的が性質上不可分でない場合において、合意によってこれを不可分とする場合である。合意は明示でも黙示でもよい。以上 Chr.Larroumet, Droit civil. Les obligations. Régime général. 1éd, Economica2000, p.196 et s 参照。

契約間の不可分性にこの区別をあてはめれば、客観的に不可分であるとは、共通の目的の実現のために契約が自然に集合し不可分になっている状態を指し、主観的に不可分であるとは、性質上可分な合意が当事者の意思によって結びつき不可分になっている状態を指すことにならうか。F.Arhab, op.cit(26), 176 et s 参照。

⁵⁶ 同事件の詳細については、J-M.Marmayou, Remarques sur la notion d'indivisibilité des contrats, Rev jur com 1999, p.292 et s 参照。

それぞれを他の契約の存在条件とした当事者の考慮に基づいて不可分性を判断した控訴院の判決を正当としたのである。

次に第二事件において、賃貸借契約の貸主が同契約と役務提供契約を不可分のものであると考えていなかったことから、両契約の間には主観的な不可分性はないが、賃貸目的物が AB による画像の配信にしか使えないことから、客観的な不可分性はあるとして、役務提供契約の解約が賃貸借契約の解約を生じさせるとした控訴院判決の判断に、破毀院は、さらに賃貸人が目的物のこの特性を知っていたことや彼がこの取引の成立に参加していたことを付け加えて、両契約の不可分性を認め、同判決を正当としたのである。

本判決は破毀院商事部 1991 年 1 月 8 日判決と同様に両契約の不可分性を理由に一方の契約の解約による他方の契約の解約を認めたものである。そして不可分性の性質については、本判決においても主観・客観の別が明らかにされているわけではないが、本判決の各事件の評釈者の指摘によれば以下のようなになる⁵⁷。まず第一事件について、破毀院は、契約それぞれを他の契約の存在条件とした当事者の考慮に基づいて不可分性を判断した控訴院の判断を正当としていることから、両契約の不可分性を関係当事者の意思に基づかせたものと言えらる。次に第二事件について、破毀院は、控訴院の判断を是認しつつ貸主の認識と貸主の取引への参加とを挙げていることから、客観的な不可分性と主観的な不可分性の双方を認定しているものと考えられる。契約間の不可分性についても主観的な不可分性と客観的な不可分性とを区別することの是非はともかくとして、契約が本来的に独立したものであることからするならば、客観的な不可分性のみをもって、契約間の相互依存性を決することはできず、明示であれ黙示であれ取引に参加する全当事者の意思に由来する主観的な不可分性を欠くことはできないであろう⁵⁸。ただ黙示である場合に、その証明と認定について困難が生ずることとなる。

さらにその後同様の事案について不可分性を根拠に契約間の相互依存性を認めた判決に破毀院商事部 1999 年 6 月 15 日判決 (JCP, éd E 2000, p.802, note A. Constantin ; JCP. éd G 2000, p.521, note A.Constantin) がある。薬剤師の Y らが、電気通信会社 A との間で、公告配信のために A 社のデータ配信ネットワークへのアクセスを内容とする契約 (a 契約) を締結し、同じ日に A 社の提案により、このために必要な機材のリース契約を a 契約と同じ期間を想定してリース会社 X との間で締結した (b 契約) が、その後 A が給付を停止したため、Y らは X に対する賃料の支払を停止した。以上の事案について、破毀院は、当事者の取引目的から両契約の不可分性を認め、Y による a 契約の解約と b 契約の解約を認めた控訴院判決を認容したのである⁵⁹。

⁵⁷ 同判決の評釈として、第一事件について、L.Leveneur, *Contrats conc consom*1995, n105 を、第二事件について、L.Aynes, *D.S*1995. *somme*, p.231 や Piquet, *D.S*1996, p.141 を、両事件について、J-B.Seube, *JCP*1996 éd E, n3.p.39 を参照。

⁵⁸ F.Arhab, *op.cit*(26), p.176 et s ; J.Ghestin, *op.cit*(26), p.556 et s ; L.Aynes, *op.cit*(57), p.231 ; Piquet, *op.cit*(57), p.143.

⁵⁹ 本判決の事案および判旨の詳細は不明であるが、本判決の評釈者によれば以下の 2 点を指摘すること

以上の判決が当事者の意思に注目し、不可分性を根拠に契約間の相互依存性を認めただのに対し、関連貸付に関する 1996 年 3 月 5 日の判決で言及された共調行為概念を根拠に、契約当事者間の関係に注目した判決が破毀院商事部 1996 年 5 月 28 日判決(Contrats conc consom 1996.135, obs.L.Leveneur)である。同判決は、機材の賃貸借契約と、同じ日にそして同じ期間を想定してさらに同じ代理人の仲介でその機材の使用について協力し援助する契約とが異なる当事者間で結ばれ、後者の契約が解除された事案について、控訴院がそれぞれの契約相手方が共同で行為したことを示す認定をしたにもかかわらず、この共調行為の効果を引き出さなかったことを理由に、控訴院判決を破毀したのである。

4 判例の小括(その一)

以上のように 1978 法および 1979 年法成立以後特に 1990 年代に入って、判例は関連貸付以外の三当事者以上の者が複数の契約を結んで取引を成立させる場合においても、契約間の相互依存性を承認し、ある契約の消滅による他の契約の消滅を広く認めるに至った。そしてここで特に注目すべき点は、これら相互依存性が認められた事案において、ほとんどの場合消費者と事業者という関係が見られないことであり、特に 3 で見た判決はすべて事業者間の取引に関するものである。またファイナンスリースのように先行する契約の不履行が後行する契約の不履行を招来する契約の連鎖に近い取引類型や、保証契約のように主従関係がはっきりしているため主たる契約の消滅による従たる契約の消滅を認めやすい類型等とは異なり、同時に複数の等価の契約が単一の取引を形成している場合にも取引の種類に関わらず広く契約間の相互依存性が認められているのである。それゆえこれらのことから判例による契約間の相互依存性の承認は、関連貸付における契約間の相互依存性が立法上認められたときに挙げられた理由のような特定の取引の特質や消費者保護の理念に由来するものではなく、また特定の取引の特有の構造に由来するものでもないことは明白である。そして判例は、共調行為概念によった例を除けば、そのほとんどは契約関係そのもの、突き詰めれば取引関係当事者の両契約を不可分のものとする意思⁶⁰、つまりこれら契約全体でもってある単一の取引を行おうとする目的にその根拠を見出しているといえよう⁶¹。Sedri 事件の第一事件判決が示すように、契約当事者間の関係等は、まさにこうし

ができる。すなわち、まず本判決も契約間の相互依存性の根拠となる不可分性が主観的なものであることを認めていることである。機材を他の用途に流用できないという事実から客観的な不可分性を認めるのではなく、このことをこの取引全体の目的についてのリース会社の認識を示す一つの要素と見ているからである。

次にこの主観的な不可分性を認めるためには、取引当事者がどの程度まで取引全体の目的を共有すればよいのが問題になるが、この点について本判決は、裁判官にとって X が Y の諸契約を一体のものとする意図を了知していれば十分であり、また裁判官が四圍の状況からこの認識を推定することができることを示しているのである。

⁶⁰ 夫婦間の労働契約では、夫婦(あるいは内縁)という関係が重要な要素となっていることは確かであるが、これとて契約当事者のこれらの契約をその消滅存続において不可分のものとする意思の徴表であると言える。

⁶¹ J-B.Seube, op.cit(26), p.108 et s.

た当事者の意思の徴表として扱われているのであり、その上で判例は、この意思をコースや多くの場合に見られる不可分性等の法理に乗せているのである。

ところで以上においては、三当事者以上の例を検討してきたが、契約間の相互依存性の問題は、複数の契約間の関係を扱うものであっても、当事者が三人以上であることを前提とするものではない。そして二当事者間であれば当事者はその間で結ばれるいずれの契約についても契約当事者であるから、契約の相対効原則(第 1165 条)への違反も緩和されることになる。以下に見るように契約間の相互依存性の問題は、二当事者間においても当然に生ずる問題なのである⁶³。

5 二当事者間の事例⁶⁴

二当事者間において複数の契約が結ばれ、これらが全体として一つの取引を構成する場合においても、先の三当事者以上におけるのと同様に、一方の契約の消滅が他方の契約の消滅を生じさせるとする判決が出されていた。例えば近時に出された以下の破毀院判決が挙げられる。

まず破毀院商事部 1992 年 2 月 11 日判決(BRDA1992, n7.p.7)は、株式会社 A の二大株主グループ XY 間で、X が Y に対しその保有する株式の 15%を譲渡するという契約が結ばれ、同時に両グループ間の執行役会の構成員の役職をそのままとすること等を約した契約が結ばれたが、その後多数派となった Y が後者の契約に違反した事案において、当事者が両合意を結びつける意図を有していた場合には、前者の契約の不履行はその契約の解除のみならず後者の契約の解除をも生じさせるとした控訴院判決を認容した⁶⁵。

本件では、一方の契約が他方の契約の実質上の対価をなしており、双方合わさって対価的な均衡が保たれていた⁶⁶。したがってここで認められた相互依存性は二当事者間におい

⁶² ただし破毀院商事部 2000 年 2 月 15 日判決(D2000, n34.p.364, obs.Ph.Delebeque)は、相互依存性を切断する条項が存在する事案において、なお契約が相互に依存しているとして、それ自体として何ら問題のない契約の解約を認めている。契約間の相互依存性の根拠を取引当事者の意思に求めることに一見矛盾する本判決の評価について争いがあるが、J.Ghestin, op.cit(26), p.556 et s は、本判決が、本件条項を専門業者間における不当な条項とし、これを除いた取引全体の目的から契約間の相互依存性を認めていると説明する。これに対し S. Amrani-Mekki, op. cit(26), p.373 ets や J. Mestre, obs. sous Cass. com., 15 février 2000, RTD civ., 2000, p.326 は、取引当事者の意思に契約を相互に依存させる意思とこれを切断する意思という矛盾を認め、前者を合意の本体と見て後者を退けたという説明をしている。

⁶³ 整理のための区別は別にして、学説上も当事者の数による区別は行われていないようである。例えば F.Arhab, op.cit(26), p.178 等。

⁶⁴ 以下判例の選定については、J-B.Seube, op.cit(26), p.90 et s 参照。なお二当事者間において複数の契約が結ばれた場合で、契約間に相互依存性が認められたと見うる判例は以下に限定されるわけではない。以下では、有償の行為に関するもので、消滅の局面が問題となる破毀院判決のみを取り上げる。

⁶⁵ しかし判例上この種の取引に契約間の相互依存性が認められるのは例外的である。認めなかった判例に破毀院商事部 1987 年 4 月 7 日判決(RTDciv1988, p.123, note.J.Mestre)や破毀院商事部 1986 年 11 月 18 日判決(JCP1987 II 20806, note.Ch.Jamin)がある。

⁶⁶ このような場合に、契約の消滅という局面以外において、これら契約の一体不可分性を認めた重要な判決に以下のものがある。まず破毀院第三民事部 1993 年 3 月 3 日判決(JCP1994 I, note.Fabre-Magnan)は、工場および土地の売買契約と負債の引受契約が結ばれた事案において、たとえ土地の代金がわずか 1 フランとされていたとしても、同売買契約は負債の引受契約と不可分一体な取引を構成しているとして、

て結ばれたこれらの契約が対価的な関係にあることを示す役割を果たしているのである。

次に対価関係はないが契約間の不可分性を根拠とする相互依存性についての言及がなされた例として、破毀院商事部 1995 年 2 月 14 日判決(Bull civIVn49)が挙げられる。石油会社とガソリンスタンドとの間で成立したガソリン供給契約とオイル供給契約のうち代金額が決定していないことを理由とする前者の無効を後者に及ぼさなかった控訴院判決を、両契約が結びついているとした契約文言や契約成立の日時や場所、契約期間が同一であることから、両契約が契約の集合の枠内で結ばれ、その契約文言が両契約の不可分性を確立するものであったか否かについて検討していなかったことを理由に、破毀したものである。

なお本判決においては、契約間の不可分性の根拠として債務の不可分性に関する第 1218 条⁶⁷が挙げられている点に注意する必要がある。

さらに同様の例として、破毀院第一民事部 1996 年 12 月 3 日判決(JCP1997 II 22815, note.Ph.Reigne)が挙げられる。すなわち、X が Y 協会の会員となり、同協会の標識を使用する契約を結んだが、後に Y が X との契約を解約し X を会員から抹消した事案について、破毀院は、X のフォートにより契約の解約は正当であり、会員としての地位と同契約とは一体不可分であるから、この解約は会員の地位の抹消を生じさせるとしたのである。

このように本判決においては、当事者がこれらを一体のものと考えていたことが考慮されたわけであるが、ただ判決が契約どうしではなく、会員たる地位と協会の標識を使用する契約とが不可分であるとしていることには注意を要する⁶⁸。

最後に同じように不可分性を根拠に契約間の相互依存性を認めたものに破毀院商事部 1999 年 6 月 15 日判決 (JCP éd E 2000, p.267, note J-B. Seube) が挙げられる。二当事者間で営業財産の賃貸借契約 (a 契約) とその売買の予約 (b 契約) がなされたが、後に賃貸人の不履行により a 契約が解約された事案について、両契約の不可分性を根拠に賃貸人のフォートによる a 契約の解約とそれによる b 契約の失効を認めた控訴院判決を、破毀院は、二つの契約を不可分に結びつける両当事者の共通の意図が認められるとして、認容したのである。

本判決においては、まず解約された契約と不可分の関係にある契約が失効により消滅するとされている点が注目される。次に本判決は契約間の不可分性を証する要素の一つとして、X が売買契約の予約完結権の行使にあたり Y に対して a 契約に基づいて提供していた

なおコースすなわち対価を有しているとした。次に破毀院商事部 1998 年 5 月 12 日判決(JCP éd Echr, p.216, note.J-B.Seube)は、土地の賃貸借契約と同地に建てられた水力電気施設によって産出される電力を賃借人が賃貸人に供給する契約とが、賃借人の前者の契約への投資分を後者の契約によって回収するという点で不可分の関係にあるとして、賃貸人の営業を譲り受けた者は、前者のみならず後者の契約をも引き受けるとした。

⁶⁷ 第 1218 条 債務は、あるいは引渡においてその目的とする物が、あるいは履行においてその目的とする行為が、物質的であれ、精神的であれ、分割に親しむか否かに従って、可分または不可分である。

条文の訳は、法務大臣官房司法法制調査部編『フランス民法典・物権債権関係』(法曹会 1982 年)に依拠している。

⁶⁸ この点について J-B.Seube, op.cit(26), p.100 は、不可分であったのは加入契約と標識使用契約であったとする。

担保をこの売買代金の一部にすることを提案していたことを挙げているが、このように契約締結後の当事者のとった行動も不可分性の証明にあたって考慮できることを示したものと見えよう⁶⁹。

以上に見てきたように判例は、三当事者間の場合と同様に二当事者間の場合にも契約間の相互依存性を、つまり一方の契約の消滅による他方の契約の消滅を認めている。またこの場合においても、判例は三当事者以上の場合におけるのと同様に、この相互依存性の根拠を、消費者の保護でも特定の取引の特質でもなく、取引関係当事者の両契約を一体とする意思に見出していると考えられるのである。このように契約間の相互依存性の根拠を取引当事者の意思に求める以上、当事者の多寡は問題にならないのであろう。

6 判例の小括(その二)

結局二当事者の場合であれ三当事者以上の場合であれ、取引の構成要素たるある契約の消滅が当該の取引の達成という目的を不可能にし、取引という全体的な観点より見れば、それ自体として何ら欠けるところのない構成要素たる他の契約がその存在意義を失う場合のあることが認められる。そしてこのような判例の示すものは、単体としての契約のみを考察対象にしてきたこれまでの契約法学においては法的な次元ではとらえられず、その意味でもっぱら経済的な動機の次元に属していた当該の取引を達成するという当事者の意図が、法的に考慮され、その意味で法的な次元に昇華されるに至ったことである。

問題となるのはこれをどのような法的技術の上に乗せるかという点である。判例は不可分性概念やコース概念等を媒介にしてきた。しかし不可分性についてはそもそもその概念自体が判例上何ら明らかにされておらず、判例の一部は契約の不可分性の根拠として第1217条以下を挙げるが、その他多くの判例はこれらの条文に触れず、ここで言う契約の不可分性と条文が規定する債務の不可分性との異同も不明なままである。コース概念については、現在ではほとんどの判例が採用しておらず、関連貸付に関する破毀院第一民事部1997年7月1日判決が採用したコース概念は、双務契約における一方当事者の債務のコースを他方当事者の債務とし、動機はコースの適法性ないし合法性の側面からのみ考察されるとする旧来のコース概念からは説明しえないものであった。また根拠の問題に加えて、消滅方法に関しても判例は一貫性を欠いてきた。特に消滅させられる契約の消滅が解除・解約という構成によることはその原因が当該契約の不履行にない以上疑問の余地があったのである。以上のような判例の展開を受けて、学説は特に近時においてこの契約間の相互依存性に理論的根拠を与えるべく活発な展開を見せている。そこで次にこれら学説の展開を概観する。

⁶⁹ なお履行期における一方の契約の当事者の他方の契約や取引全体を意識した行動を不可分性の証明にあたって考慮できるとしたこれ以外の判決として、破毀院第一民事部1996年10月1日判決(JCP 1997 éd E I 617, note J-B. Seube)が挙げられる。

四 学説の展開

フランスの議論の展開において最も示唆的であるのは、契約間の相互依存性の問題がもつぱら消費者保護の枠組の中でとらえられてきた我が国とは異なり、契約の集合体そのものに着目して、このような場合契約をそれ自体独立した単体としてではなく、ともに取引を構成する他の契約との関係でいかにとらえるかという観点から議論がなされてきた点である。例えば先に見た関連貸付は、当初消費者保護の観点から立法により相互依存性を認められたが、現在では一般に契約の集合現象の一例として扱われるに至っている。そしてこのような傾向に決定的な影響を与えたのが B.Teyssie のテーズ "Les groupes de contrats" である⁷⁰。ここで Teyssie はコースズに契約を結びつける根拠を見出している。これに対し、特に 90 年代に不可分性を根拠にした判例の展開を受けて、この不可分性概念を洗練して契約間の相互依存性の理論的根拠とする動きが学説の中に生ずる。そしてその最も徹底したものが J-B.Seube のテーズ "L'indivisibilité et les actes juridiques" である。そこで以下においては、主要なコースズを根拠とする学説と不可分性を根拠とする学説を、これら代表的な提唱者の論文を中心に紹介する⁷¹。

1. コースズを論拠にする学説(B.Teyssie の論文)⁷²

Teyssie は、複数の契約が一定の集団を形成し、そのうちの一つの契約が他の契約との関係で完全に独立したものとはいえず、集団に属しているという事実から何らかの特別な取扱を必要とする現象を契約群(Les groupes de contrats)と呼ぶ。そしてこの中には、転売や転貸借のように複数の契約が連鎖し、同一の目的(objet)にかかわっている契約の連鎖(chainé de contrats)と、関連貸付や労働契約と社宅の賃貸借契約のように共通の目的(but commun)を達成するために同時に複数の契約が存在する契約の集合(ensemble de contrats)とが含まれ⁷³、各契約は契約群に属しているという事実から特別に扱われるとす

⁷⁰ B.Teyssie, Les groupes de contrats, LGDJ. Bibl. dr. priv. 1975.

なおこのテーズが公刊されたのは 1975 年であり、Teyssie の見解は先に検討した判例の展開を前提にしていたわけではない。ただ同論文以前においても、近年におけるほどに明快かつ活発ではないが、消滅およびその他の局面において契約間の相互依存性を認める判例は存在していたとされる。Teyssie の見解はこうした状況を前提に主張されたものである。

⁷¹ 他に F.Arhab, op.cit(26), P.181 et s のように、解除条件を挙げる者もいる。また C. Renault-Brahinsky, obs. sous. CA aix-en-provence, 8e ch. B, 13 février 1998, JCP 1998 éd G II 10213 は条件概念に好意的である。

⁷² Teyssie の論文については、中田裕康『継続的売買の解消』(有斐閣 1994 年)402 頁以下や野澤正充「有償契約における代金額の決定(二)」立教 51 号 31 頁以下、同「枠契約と実施契約」日仏 22 号 172 頁以下、松浦聖子「フランスにおける契約当事者と第三者の関係及び契約複合理論」法学研究 70 卷 12 号 561 頁以下、山田希「フランス直接訴権理論から見た我が国の債権者代位制度(二)」名大法政論集 180 号 258 頁以下等を参照。

なお Teyssie の論文の全体像および特に損害賠償の観点からの契約の連鎖の検討については本稿第一部の該当箇所を参照。

⁷³ この Teyssie の設けたカテゴリーは、法的効果の付与の有無は別にして、それ自体は大多数の学説の拠るところとなっている。ただ契約の連鎖について、Teyssie はこれを転売のように同質の契約が連鎖する場合に限定しているため、例えばファイナンスリースのような類型は契約が連鎖していても Teyssie に

る。

このうちここでの関係で重要なのは、同時に複数の契約が存在することにより成立する契約の集合において、その構成要素たる一つの契約の消滅により他の契約、ひいては契約の集合全体が影響を受けるという点である⁷⁴。

Teyssie によれば、二人またはそれ以上の各契約者と直接契約関係にある中心人物の周りに成立し、構成要素たる各契約が何らかの共通の経済的な目的を達成するために結ばれ、同じ時間内に存在する契約の集合においては、各契約はそれぞれの債務のコース(双務契約であれば反対給付)とは別に、より間接的な各契約が追求する共通の目的、すなわちそれら契約が締結されるに至った真の動機を有しており、この共通の目的が集合内の契約を結びつけ、それらの真の存在理由をなしているとされる。そこで Teyssie は従来からの客観的な狭いコース概念に代わり、主観的で広いコース概念の採用を提唱し、この各契約を結び付ける共通の目的を契約のコースであるとし、当事者の合意の中に組み入れる。こうして契約の集合のコースには各契約の債務の原因である反対給付(Teyssie はこれを近因(*causa proxima*)と呼ぶ)とこの集合が構成する取引の経済的目的(Teyssie はこれを遠因(*causa remota*)と呼ぶ)とが存在することになったのである⁷⁵。

次に Teyssie はこのような契約の集合における一つの契約の消滅による他の契約ひいては集合全体の消滅について以下のように述べる。すなわち、この契約の集合の中には各契約が相互に依存し結びついている集合と、一方の契約が他方の契約に片面的に依存し結びついている集合とがある⁷⁶。

このうちまず前者の相互依存の集合において、ある部分(A 契約)が欠けることにより他の部分(B 契約)のみでは取引の目的を達しえず、この目的の観点から存在理由を失うに至るほどに各契約が不可分である場合、A 契約の無効・解除は B 契約の存在理由、すなわちコースを遡及的に失わせ、B 契約は無効になる。ところでこの中には取引の性質上各契約が不可分である場合と性質上不可分ではないが取引当事者の意思により不可分となる場合とがある。前者の例として広告業者が異なる相手方とポスターの見本作成のための契約、ポスターの作製・印刷のための契約をそれぞれ結び、全体として広告のための一つの取引を行う場合が挙げられ、また後者の例として、保険者が被保険者のリスク全体をカバーするために、被保険者に他の保険者と契約を結ばせ、自身がこの契約の締結のための被保険者の受任者となる共同保険契約とが挙げられる。ただ後者について、集合の消滅が契約に規

よれば契約の集合のカテゴリーに入ることになる(B.Teyssie, op.cit(70), p.130 et s)。これに対し、契約群の代表的論者の一人 Bacache によれば、契約の連鎖は同質の契約の連鎖に限定されないため、ファイナンスリースは契約の連鎖の中に含まれることになる(M.Bacache, op.cit(45), p.131 et s)。このように契約の連鎖と集合に何を含めるかはその論者により異なるのである。

⁷⁴ なお Teyssie はこの他に契約の集合内において生ずる効果として、例えば二当事者間の取引に限ってであるが、同時履行の抗弁権を挙げる。つまり一方の契約での相手方の債務の不履行を理由に他方の契約において自らの債務の履行を拒絶することができるとするのである。B.Teyssie, op.cit(70), p.161 et s.

⁷⁵ B.Teyssie, op.cit(70), p.33 et s.

⁷⁶ こうした契約の集合の具体例については、B.Teyssie, op.cit(70), p.93 et s 参照。

定されていれば問題は単純であるが、そうでなければ当事者の意思の評価は困難なものになってしまう⁷⁷。

次に後者の片面的依存の集合において、契約間には主従関係が存在し、従たる契約はその存在理由、つまりコースを主たる契約に見出している。したがって主たる契約の消滅により従たる契約はコースを遡及的に奪われ、無効になる。Teyssie によれば、売買契約のために貸付契約が結ばれる関連貸付はこの集合をなし、売買契約の無効・解除によりこの売買に存在理由を見出す貸付契約はコースを遡及的に失い無効になるのである。またその他の例として、二当事者間では労働契約と住居の賃貸借契約(社宅)が、三当事者間ではファイナンスリースが挙げられている⁷⁸。

以上のように Teyssie は、この契約の集合内におけるある契約の消滅による他の契約の消滅の根拠をコースに求めている。そしてここにおいてコースは、取引の実現という当事者全員が有する経済的な目的をも含み、また合意が成立する段階だけでなく、その履行段階にも関わり(契約の成立要件であるだけでなく存続要件でもある)、主観的で広い概念としてとらえられているのである。この Teyssie のようにコースを主観的に拡張して、ここに契約間の相互依存性の根拠を求める考え方は学説の多くに支持され⁸⁰、また先述したようにコースを根拠にしたとされる判例も散見された。

しかしコースを根拠とする主張に対しては以下のような批判も存在する⁸²。まず伝統的なコース概念からの乖離である⁸³。ドマ以来の伝統的な客観的コース概念は、当事者の有する具体的な動機を合意の合法性評価に際してのみ契約のコースとしてコース概念に含め、

⁷⁷ B.Teyssie, op.cit(70), p.156 et s.

⁷⁸ B.Teyssie, op.cit(70), p.168 et s.

⁷⁹ なお関連貸付やファイナンスリースにおける契約間の相互依存性を説明するためのコース概念の利用については、小粥太郎「フランス契約法におけるコースの理論」早法 70 卷 3 号 136 頁以下参照。

⁸⁰ 例えば、Chr.Larroumet, op.cit(26), p.455 et s や前掲破毀院第一民事部 1997 年 7 月 1 日判決評釈における D.Mazeaud, D1998SC, p.110 et s、J.Carbonnier, op.cit(26), p.216 et s、F.Terre=Ph.Simler=Y.Lequette, op.cit(26), p.326 et s 等。

また契約の相互依存化とコース概念の主観化については、F.Arhab, op.cit(26), p.185 et s や J-B.Seube, op.cit(26), p.191 et s、Ph.Reigné, La résolution pour inexécution au sein des groupes de contrats, in La cessation des relations contractuelles d'affaires, Colloque de L'institute de droit des affaires d'Aix en Provence, 30-31 mai 1996, PUAM1997, p.171 et s を、邦語文献として窪幸治「条項規制法理の一検討」比較法学(東洋大学) 39 号 320 頁以下を参照。

⁸¹ また日本においても、千葉恵美子「多数当事者の取引関係」を見る視点」椿先生古稀記念『現代取引法の基礎的課題』(有斐閣 1999 年)161 頁以下は、自説である給付関連説を発展させて、特に第三者与信型消費者信用取引とファイナンスリースについて、取引を構成する契約の統合化が各契約に共通する債務負担の実質的理由(コース)によってもたらされるとし、コース概念を自説の論拠に採用している。なお大村敦志『典型契約と性質決定』(有斐閣 1997 年)181 頁以下は、この給付関連説がコース概念によって読み直すことができることを指摘していた。

⁸² こうした Teyssie の理論全般に対する批判としては、契約群という理論自体を否定するものとして、J.Ghestin, op.cit(26), p.1208 et s や、契約の連鎖を広くとらえ、これについてのみ契約群の適用領域を限定し、効果を連鎖内にある者への直接訴権の付与等に限定する M.Bacache, op.cit(45), p.47 et s, 147 et s などがある。

⁸³ コースの概念一般については、山口俊夫『フランス債権法』(東京大学出版会 1986 年)45 頁以下や野村豊弘「体系フランス民法〔債権法〕」判タ 649 号 24 頁以下、小粥・前掲注(79)1 頁以下参照。

またコースを契約の成立時にのみ働く概念であるとするが、コースを根拠とする論者は、この動機、すなわち取引を達成するという目的を合法性の評価以外においても考慮し⁸⁴、またコースを履行段階においても働く概念であるとするのである⁸⁵。

また第 1131 条によれば、コースの欠缺の効果はその契約の絶対的無効であり、無効は遡及効を有する。しかし現実に相互依存性を認める判例も将来効のみをもつ解約による例が多い。判例が相互依存性の根拠としてコースをあまり挙げないのは、このコース概念のもつ遡及効が原因であるとも指摘されている⁸⁶。

以上のように Teyssie をはじめとする論者が採用するコース概念は伝統的なそれから大きく乖離し、遡及効を伴う絶対的無効というドラスチックな効果は解約や失効という構成によって契約の消滅に将来効のみを与えようとした多くの判例の敬遠するところとなった。そこで近時に至り、多くの不可分性を根拠とする判例に触発されて、当該の取引を達成するという当事者の目的を法的次元に引き上げる際の理論的な受け皿にすべく、不可分性概念を洗練して、契約間の相互依存性の理論的な根拠とする学説が有力になる。そこで次にこの不可分性を根拠とする学説を、特にその代表的論者である J-B.Seube の論文を中心に紹介する。

2 不可分性を根拠にする学説(J-B.Seube の論文)

不可分性(indivisibilité)とは、特定の関係において分割できない状態を示し⁸⁷、私法上公法上の様々な領域で使用される多義的な概念である⁸⁸。そして不可分性概念の発展は近時特に法律行為の分野において顕著であり、不可分性は債務間、条項間そして契約間においてその適用を見るに至っているのである⁸⁹。そこで近年の契約間における相互依存性の判例の展開とあいまって、この不可分性概念を積極的に評価し、明確かつ統一性のある独自の概念へと洗練する試みが学説上なされている⁹⁰。そしてその中でも最も綿密な検討を行

⁸⁴ F.Arhab, op.cit(26), p.182 et s 他多くの論者が指摘する。

⁸⁵ J-B.Seube, op.cit(26), p.198 et s.

⁸⁶ J-B.Seube, op.cit(26), p.207 et s.

⁸⁷ G.Cornu, Vocabulaire juridique 3éd, PUF1992, p.423.

⁸⁸ 山口俊夫『フランス法辞典』(東京大学出版会 2002 年)286 頁によれば、例えば公法上では国土の不可分性が、私法上では債務や自白の不可分性等が挙げられる。

⁸⁹ 法律行為の分野におけるこうした不可分性概念の流用は古くから問題視されてきた。例えば M.J.Boulangier, Usage et abus de la notion d'indivisibilité des actes juridiques, RTD civ1950, p.1 et s は、このように流用された不可分性概念を裁判官が望ましいと判断した解決を説明するための内容のない概念であり、その曖昧さとあいまって裁判官の恣意を助長し、濫用であると批判している。

また今日において不可分性概念に対し同様の批判をなす者に、F.Arhab, op.cit(26), p.180 et s や Piquet, op.cit(57), p.145、L.Aynes, op.cit(36), p.33 et s ; C. Renault-Brahinsky, op. cit(71)等がある。

⁹⁰ J.Moury, De indivisibilité entre les obligations et entre les contrats, RTDciv1994, p.255 et s や J-M.Marmayou, op.cit(56), p.292 et s ; S. Amrani-Mekki, op. cit(26), p.355 et s 等がある。

また Ph.Delebeque, La notion de groupes de contrats : queles critères ?, JCPéd E1989Supplément4, p.25 et s は、Teyssie の言う契約群のうちの契約の集合において、不可分性が基準の一つとして働くことを認める。

なお契約間における不可分性については、他に Piquet, op.cit(57), p.143 et s や Ph.Reigné, op.cit(80),

ったものが Seube のテーズである。Seube はこの論文で、債務間、条項間そして契約間において働き、これら要素間の関係を意味する不可分性の領域、効果、要件そしてその証明方法を明確にすることを試み、単なる事実上の概念ではなく、終局的に法律行為について固有の領域を有する独自かつ統一性のある概念へと洗練することを目指す⁹¹。ところで Seube は不可分性の領域の一つとして、Teyssie の言う契約の集合、つまり同時に存在する複数の契約によって構成される取引を想定し、不可分性をこの領域において契約群に代わる有用な概念であるとしている。そこで以下ではこの部分、中でもこのような取引を構成する一方の契約の消滅による他方の契約の消滅に関する Seube の見解を取り上げる⁹²。

まず Seube は第一部において、先に挙げたような契約間の相互依存性の説明のために不可分性を用いている判例を取り上げ⁹³、不可分性の適用にとって、当事者の数や契約の性質、契約が同じ目的物に関わっているか(例えば賃貸借契約とその目的物に関する保全契約等)はすべて重要でないとしつつ⁹⁴、この一見すると広範な不可分性の適用領域のうち他の概念では説明しえない真の領域を引き出そうとする⁹⁵。

まずコースズについて⁹⁶、従来の客観的抽象的なコースズ概念ではなく、主観的なコースズ概念を採用するなら不可分性はコースズに限りなく接近する。しかし不可分性は経済的な目的を達成する手段であるのに対し、コースズはその目的そのものであって、段階を異にし、またコースズによる無効には遡及効があるため、不可分性はコースズでは正当化できない解決を根拠づけることができるとする。

次に条件、特に解除条件による説明について、ある契約の消滅による他の契約の消滅の説明に際し、解除条件によるそれ(特に黙示の)は不可分性のそれに近いが、解除条件には遡及効がある点や、ある契約の消滅が解除による場合随意条件が問題となる点、条件は一時点のものであるのに対し不可分性は法律行為間の継続的な関係である点に違いがあり、不可分性は解除条件に還元しえない独自性があるとする。

結局不可分性は以上の概念から区別され⁹⁷、すでに検討した契約間の相互依存性の例の

p.169 et s. F.Arhab, op.cit(26), p.175 et s ; C. Renault-Brahinsky, op. cit(71)参照。

⁹¹ J.Moury, op.cit(90), p.255 et s は債務間においても働く概念であるとして検討を行う。

⁹² このように Seube は、契約間の相互依存関係についての検討対象領域を基本的に Teyssie の言う契約の集合とし、契約の連鎖を除いている。なお Seube は、契約の連鎖と集合の区別について基本的に Teyssie に従っているため、Bacache 等によれば契約の連鎖のカテゴリーに入れられるファイナンスリースも契約の集合として不可分性の適用対象領域であるとしている。これに対し J.Moury, op.cit(90), p.271 はファイナンスリースを不可分性の適用対象領域から排除する。

⁹³ J-B.Seube, op.cit(26), p.51 et s.

⁹⁴ ただ J-B.Seube, op.cit(26), p.108 et s は、二当事者間における契約間の相互依存性の承認と三当事者間におけるそれとでは、当事者が異なる分、後者の方がより第 1165 条の契約の相対効原則に対する侵害が大きいとする。J.Moury, op.cit(90), p.270 同旨。

⁹⁵ J-B.Seube, op.cit(26), p.185 et s.

⁹⁶ J-B.Seube, op.cit(26), p.191 et s.

⁹⁷ また Seube は不可分性を等価の関係に働くものとするため、この点で不可分性は主従の関係に働く従物理論(regle de l'accessoire)から区別されることになる。J-B.Seube, op.cit(26), p.245 et s.

なお契約が等価の関係にあるか主従関係にあるかは、理論上保証契約のように契約の性質によりまたは当事者の意思により決せられるとしている。J-B.Seube, op.cit(26), p.249 et s.

うち、関連貸付に関する消費法典の規定の一部のみが停止条件によって説明しうることを示す⁹⁸。つまりこの他の複数の等価の契約が同時に存在する取引について不可分性は独自性を有するのである⁹⁹。そして Seube によれば、これら契約間の不可分性は当事者が不可分な取引を意図していることに根拠を有し、当事者が望む取引の不可分性はその実現のための手段としてこれら契約間の不可分性として現れるのである¹⁰⁰。

次に Seube は第二部において不可分性の制度の確立を試みる。そこでまず Seube は不可分性の効果について契約の成立と履行の段階に分けて検討する。成立段階の検討においてここでの問題との関係で重要であるのは、一方の契約が無効であったり取り消された場合に不可分性の効果として他方の契約が消滅する点である。そもそも原則として契約は自立した存在であり、それ自体有効であれば他の契約の無効や取消による影響を受けない。しかし先に挙げた立法や判例はこの原則に反し、有効な契約の消滅を認める。Seube は、こうした場合取引当事者がその構成要素が欠ければ完成しない取引全体の実現を企図していることを指摘し、残された契約はこの点からその存在意義の重要な部分を奪われ、本質的要素を失って失効(caduc)すると主張する¹⁰¹。こうして契約間の不可分な関係により、一方の契約の無効や取消による消滅が他方の契約の消滅を招来するのである¹⁰²。

続いて Seube は契約の履行段階における不可分性の効果について検討する。Seube は、当事者が不可分な取引の実現を企図する場合、契約全部が履行されなければその目的を達しえない取引の実現を意図していると指摘し、ここでその内の一方の契約が解除または解約された場合に他方の契約がその存在意義を失って消滅することを認める¹⁰³¹⁰⁴。

そして後者の契約は、フォートある不履行ゆえに解除・解約されるわけではなく、不可分な前者の契約が消滅したことにより存在価値を将来にわたって失うだけであるから、解除・解約されるのではなく前者の契約の無効・取消の場合同様に単に失効するだけであるとする¹⁰⁵¹⁰⁶。続いて Seube は失効(caducité)について以下のようにいう¹⁰⁷。まず失効

これに対し Teyssie は契約の集合に契約が片面的に依存する関係にある場合も含める。B.Teyssie, op.cit(70), p.119 et s.

⁹⁸ すなわち売買が貸付をうることを条件に成立すると規定する消費法典の動産に関する第 311 の 23 条や不動産に関する第 312 の 16 条である。

⁹⁹ なお Teyssie が片面的依存の集合とするものの中には関連貸付のように Seube によれば相互依存関係とされるものもある。J-B.Seube, op.cit(26), p.290 et s.

¹⁰⁰ J-B.Seube, op.cit(26), p.283 et s. 不可分性と他の概念との比較については J.Moury, op.cit(90), p.262 et s や J-M.Marmayou, op.cit(56), p.294 et s, S. Amrani-Mekki, op. cit(26), p.356 et s も参照。

¹⁰¹ J-B.Seube, op.cit(26), p.321 et s.

¹⁰² 他に Seube は、例えば前掲注(66)の不可分な取引中の他の契約の存在により売買契約が第 1591 条の売買代金の未決定による無効を免れた破毀院第三民事部 1993 年 3 月 3 日判決のように、不可分性による無効、取消の回避機能を挙げる。J-B.Seube, op.cit(26), p.324 et s.

¹⁰³ J-B.Seube, op.cit(26), p.393 et s.

¹⁰⁴ その他に Seube が挙げる履行段階における契約間の不可分性の効果として、例えば取引を構成する契約の一体的譲渡がある。J-B.Seube, op.cit(26), p.357 et s. 前掲注(66)の破毀院商事部 1998 年 5 月 12 日判決参照。また Teyssie 同様同時履行の抗弁権についてもこれを認める。J-B.Seube, op.cit(26), p.371 et s.

¹⁰⁵ J-B.Seube, op.cit(26), p.406 et s.

には遡及効がないため、売買のような一回的給付契約において履行後に失効原因が発生した場合の説明に困難が生ずるが、これについては、失効によって既に移転した所有権が売買契約の遡及的消滅によらずに再び売主に移転し、売主は代金を買主に返還する義務を負うと説明する¹⁰⁸。しかしまた以下の理由から不可分性のすべての現われを失効によって説明することができないことも認める。すなわち、まず失効には遡及効がないため、消費法典第 311 の 21 条が規定する売買契約の解除・無効による貸付契約の解除・無効を説明することはできない。次に失効はある事実の発生によって当然に生ずるものであるため、例えば夫婦の労働契約の例において一方の契約の消滅により他方の契約が失効することを認めるのは、解雇には現実かつ重大な事由が必要であるとの労働法上の準則に反するおそれがある。しかし失効が履行段階における第二の契約の消滅を説明するのに最も有用な概念であることに変わりはないとしている。

以上のように Seube によれば不可分性の効果は契約の成立段階にも履行段階にも及び、第二の契約の消滅をもたらすのである。

次に Seube は、不可分性概念の根拠について論じ、続いてその証明について検討する。まずこの不可分性概念の根拠について、もともと多数の債権者・債務者の単一の債権・債務に関し第 1217 条以下が規定する不可分性には、客観的な不可分性と主観的な不可分性があるとされてきた。そこでこうした区別を法律行為特に契約間の不可分性に用いることについて、Seube は以下のようにいう¹⁰⁹。すなわち第 1217 条以下が想定する単一の債務の不可分性と契約間のそれとでは隔たりが大きく、前者で利用される分類を目的物の性質を考慮しえない後方で利用する必然性がない。そして特に契約それ自体自立した存在であることが原則であって、契約間の不可分性が取引の性質に由来するものに見えても、法律の規定か当事者の意思に由来するものに他ならない。したがって契約間の不可分性は全て当事者の意思に由来する主観的なそれであると¹¹⁰。

Ph.Reigné, op.cit(80), p.151 et s も不可分性により一方の契約の解除や解約が他方の契約に広められるのではなく、ただ後者の契約はその存在意義を失って失効するとする。また J-M.Marmayou, op.cit(56), p.302 et s は消滅における最低限の効果として失効を挙げる。ただ当事者の合意があれば、例えば解除を認めるなどその効果を拡大することもできるとする。

¹⁰⁶ 失効とは有効な法律行為がその行為がなされた後に生じた事実により効力を奪われる状態を指す。例えば遺贈者に先立つ受遺者の死亡によって遺贈が失効する場合(1088条)が挙げられる。中村紘一他『フランス法律用語辞典』第二版(三省堂 2002年)45頁以下参照。またフランス法における契約の失効概念について、上井長十「フランス法における「契約の失効」について」明大法研論集 15号 97頁以下を参照した。なお同稿の 104頁以下において、複数の契約と失効についての検討がなされている。

¹⁰⁷ J-B.Seube, op.cit(26), p.409 et s.

¹⁰⁸ Ph.Reigné, op.cit(80), p.175 et s 同旨。ただ Seube もこの説明が技巧的であることを認める。J-B.Seube, op.cit(26), p.412 et s.

これに対し S. Amrani-Mekki, op. cit(26), p.378 et s は、失効が本質的に遡及効を欠いているわけではなく、このような契約においては遡及効を伴った失効を認めることができるとしている。

¹⁰⁹ J-B.Seube, op.cit(26), p.421 et s.

¹¹⁰ 不可分性の根拠について、J.Moury, op.cit(90), p.259 et s および J-M.Marmayou, op.cit(56), p.295 et s 同旨。

J-M.Marmayou, op.cit(56), p.298 et s は、この当事者の意思とは消滅について言えば結局自分の締結

ところで大部分当事者の意思に由来するこの不可分性は、当事者間において紛争防止のために明示の合意があれば問題はないが、明示されない場合に契約の解釈が問題となる。そこでこの解釈を担当する事実審裁判官により彼が適当であると考えた解釈の理由付けのためにこの概念が濫用されるのを避けるため、その証明が重要な問題となるのである。そしてこの証明は、なぜ当事者がこの不可分な関係を望んだと考えるのかを示すことに他ならず、これは当事者の意思を推定させる指標を駆使することによって行われる。Seubeは当事者の態度という主観的な指標と残された部分の有用性という客観的な指標を挙げる¹¹¹。

前者について¹¹²、裁判官はまずこの当事者の態度を検討しなければならない。これには取引成立段階におけるものと履行段階におけるものがある。成立段階におけるものには異なる契約当事者が取引の成立に積極的に参加しているという事実がこれにあたり、例えばABC三者間の取引においてABが同じ代理人にCに対する取引への勧誘および交渉を行わせる等この取引について緊密な関係を有していた場合等が挙げられる。また補助的に契約が同じ日に同じ場所で成立したことも考慮される。履行段階におけるものには、例えばABC三者間の取引において、CからのABに対する支払をAがまとめて受取ったり、紛争の際に三者間において交渉が行われたりした場合がこれにあたる。

次にこれら当事者の態度では十分でない場合に、一方の契約だけで有用性があるかどうかを検討される¹¹³。客観的に見てその契約だけでは有用性がなければ、当事者が不可分な取引を望んだことを推定できるからである。この例として、AC間に役務提供契約が、BC間において同契約に使用する物の賃貸借契約が結ばれ、前者の契約が消滅した場合に、後者の契約の目的物に他の取引への転用可能性がない場合が挙げられる。

以上のような証明によっても不可分性が完全に証明されるわけではない。不可分性は当事者の心の中に存在するのである。しかし不可分性の認定を明示された場合にのみ限定するのは不都合であるため、可能な限りの証明が行われるべきであるとSeubeはいう¹¹⁴。

以上の法律行為の領域において展開された不可分性概念を明確にし、最終的に統一性ある独自の概念にすることを目指したSeubeの試みは、完全な成功を収めたわけではなかろうが¹¹⁵、多くの判例が採用したこの概念を、こうした判例や立法を包括的に説明しうる概念として明確化を試みた点に大きな意義を有するものであったといえるだろう。

3 学説の小括

以上の学説の展開から以下の指摘ができる。すなわち、学説は取引を構成する複数の契

した契約が他の契約の消滅により消滅するリスクを負担する意思に他ならないという。

¹¹¹ 不可分性の証明に関しては他に J-M.Marmayou, op.cit(56), p.298 et s 参照。

¹¹² J-B.Seube, op.cit(26), p.446 et s.

¹¹³ J-B.Seube, op.cit(26), p.448 et s.

¹¹⁴ J-B.Seube, op.cit(26), p.452 et s.

¹¹⁵ Seube 本人が認めるところである。J-B.Seube, op.cit(26), p.457 et s.

約の結びつきに着目し、取引全体を達成するという当事者の意思（取引を構成する各契約よりこれを見れば当事者が各契約を締結した目的と言ってもいいであろう）を特に契約の消滅の場面において法的な次元に昇華させようとし、その際コースや条件、不可分性といった古くからある一般概念を修正しまたは洗練することによって、これらがもともと想定していなかった場面を包摂させようとしたのである。また契約の消滅方法についても不履行を消滅原因にしないため解除・解約によらず、取引全体の達成が不能になったことによるその契約の存在意義の喪失という理由にふさわしい消滅方法（無効や失効）を主張してきたのである。そしてこれにより契約は他の契約の消滅を理由に解除・解約されるのではなく、あくまで取引の達成という目的を達することができなくなったことによる存在理由の喪失という自らの内の原因により消滅することが認められ、この結果契約の相対効原則への侵害はより少ないものとなった。ただこれら学説はその多くが特に近年の判例の活発な展開を受けて急速に展開されてきたものでいまだ全体の動向は流動的であり、またコースによる見解と不可分性による見解とが支持者を増やしているようであるが、ともに一長一短ありその優劣を断じえない状況にある。今後の議論の展開を引き続き注視することにした。

おわりに

以上に検討した契約の消滅の局面を中心に展開されてきた契約間の相互依存性に関するフランスの立法、判例、学説をまとめると以下のようなになる。当初立法により消費者保護の目的で関連貸付において契約間の相互依存性は認められていたが、後に判例は消費者が当事者ではなくまた複数の同質の契約が並存する関連貸付以外の取引においても積極的に相互依存性を認めるに至る。そしてその認定にあたり、判例の多くは契約間の関係そのもの、突き詰めれば当事者の取引を切り離しえないものとする意思、つまりこれら契約全体でもってある単一の取引を行おうとする意思にその根拠を見出していたのである。また判例は二当事者かそれ以上かという当事者の数でもって差異を設けていない。

こうして多数の取引において契約間の相互依存性を認めた判例の展開を受けて、判例に統一の根拠を与えるべく学説はいくつかの一般的概念によることを主張し、また契約の存在意義の消滅を説明するにふさわしい消滅方法を主張してきた。ただ判例・学説の全体の動向はいまだ流動的である。

こうして展開されてきたフランスの契約間の相互依存性に関する議論から、今後の我が国の複合契約における契約間の影響関係を規律する複合契約論の展開にとって以下のような有用な示唆を得ることができるであろう。まず最も重要なのは、フランスにおいてともに単一の取引を構成する契約間の関係が主として注目され、そしてここで認められる契約間の相互依存性が消費者保護ではなく、まさにその取引を達成するという当事者の意思に

その淵源を有することが了解されてきたことである¹¹⁶。そしてこの意思、つまり複数の契約全体をもって単一の取引を達成しようという意図とは、各契約よりこれを見れば当事者が各契約を結んだ目的であるともいえる（特にコースを根拠とする見解を参照）。結局契約間の相互依存性は、この契約全体で具体的に単一の取引を達成しようとする意思、つまり当事者が契約を結んだ目的を各契約の消滅の局面においていかに考慮するかという問題に還元することができるのではないか。したがってこうした目的こそが契約間の相互依存性の淵源をなし、当事者間の関係（例えば関連貸付における売主貸主間の関係）はこうした当事者の意思を徴表するものでしかないのである。そしてこの点は我が国の特に前述の平成8年の最高裁判決以降の複合契約論の本質を考えるにあたり大きな示唆を与えるであろう。次にこの契約間の相互依存性が認められる取引の範囲について、相互依存性が認められてきた取引は、もっぱら二またはそれ以上の当事者間の同時に存在する複数の等価の契約によって構成されていた。相互依存性の根拠を取引に参加した当事者の意思に求める以上、相互依存性を認めるについて当事者の多寡は問題にならないし、またこれ以外の連鎖型や主従型の取引については、それぞれを規律する法理によることになるのである。この点は我が国における複合契約論の射程が及ぶ複合契約を検討するにあたって参考になるであろう。さらに消滅方法について学説は解除や解約ではなく、その根拠とする法理にもよるが、主として無効や失効を説いた。契約の消滅が不履行に起因するわけではないからである。この点は我が国の平成8年の最高裁判決が売買契約の消滅を法定解除であるとしていることと比較して興味深い。そして相互依存性の一般法理による説明について、判例や学説の多くはコースや不可分性をその根拠にしてきたが、これらはフランスの契約法上古くから認知され、いずれも単一の契約内において機能してきた概念である。こうした概念がその機能の範疇に契約の集合体を含むよう修正されたことは、複数の契約が集合して取引を形成する複合契約が常態となった現代において、このような場合にもはや契約はそれ自体独立した単体としてではなく、ともに取引を構成する他の契約との関係でとらえられる必要があることを概念そのものの変容を通じて証明している点で興味深い。このうちコースは我が国ではあまり馴染みのない概念であるのに対し、フランスにおける現在の用法は条文をはるかに超えているものの、不可分性は我が国の民法典においても第428条以下にフランス民法典と同様の規定がある。消滅の局面のみを検討した段階では確言しえないものの、契約間の相互依存性の法的根拠として同概念に魅力を覚える。

以上に検討してきたフランス法は消滅の局面を中心に展開されてきたものの、この他に立法、判例、学説は、例えば履行における牽連関係や無効や取消の回避などの様々な局面において契約間の相互依存性を認めている。そうであるならば上記フランス法の展開から得られる示唆のうち、消滅方法に関する議論を除き、根拠、範囲、一般法理による説明（特に不可分性概念のそれ）のそれぞれに関わる議論は、消滅以外の局面をも視野に入れて展

¹¹⁶ 我が国では千葉・前掲注(81)291頁以下がこれに近い。

開されてきたゆえに、我が国の様々な局面を含む契約間の相互依存性に関する議論、すなわち複合契約論全体への示唆になりうる。

最後に残された課題について。まずここではフランスの議論の紹介を中心にしたため、日本法のこれまでの議論との比較検討を行うまでに至らなかった。ここで得られたフランス法の示唆を我が国における複合契約論の構築の参考にしたうえで、さらに我が国の抗弁の接続の制度をこの複合契約論の中でいかに位置づけるかが焦眉の課題となろう。抗弁の接続は複合契約論に埋没するのか、それとも消費者保護のための制度としてその独自性を保持するのか。我が国における契約間の影響関係の議論の中でも最も蓄積のあるこの制度の位置づけは複合契約論の欠くことのできない課題である。次にここでは、契約間の相互依存関係のうち消滅の局面に限定してこれを論じたが、フランスにおいてはこれ以外の局面についても契約間の相互依存性が一部の判例および学説により認められている。したがって消滅以外の局面の検討もまた包括的な今後の我が国の複合契約論構築のために必須の作業となろう¹¹⁷。そこで以上の課題に答えるべく続く次章においては我が国の議論を中心に複合契約の検討を行う。

117 以上に加え、学説上契約の一部無効や取消、解除との関係が意識されている。例えば、本田純一『契約規範の成立と範囲』(一粒社 1999年)198頁以下や宮本健蔵「混合契約および複合契約と契約の解除」志林 99 卷 1 号 50 頁以下、平野裕之「一部無効」『法律行為無効の研究』(日本評論社 2001年)187頁以下、道垣内弘人「一部の追認・一部の無効」星野先生古稀記念『日本民法学の形成と課題上』(有斐閣 1996年)326頁以下、潮見佳男『契約各論 I』(信山社 2002年)19頁等。